

# 第3期川南町地域福祉総合計画 (地域福祉計画・地域福祉活動計画)

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月

川南町

川南町社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、少子化や高齢化の進展に伴う単身世帯の増加や社会的孤立などの影響により、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、複数の分野にまたがる解決が困難な課題が浮き彫りになるなど、公的サービスだけでは解決できない新たな社会問題が顕在化しています。

このような状況に対応していくために、地域の「ひと」のつながりを大切に、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、NPO、行政など、様々な機関・団体などが協働し、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方に基づいて、互いが支え合い、助け合える地域共生社会を築いていくことが重要です。

今回策定する第3期川南町地域福祉総合計画では、地域に暮らすすべての人々が支えあい、生きがいを持って安心して生活していけるように、「だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を基本理念としました。この施策の推進にあたっては、最上位計画である第6次川南町長期総合計画との整合性を図るとともに、第2期川南町子ども・子育て支援事業計画、川南町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、第3期川南町障がい者計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画などの関連する計画が、互いに連携をとりながらまい進してまいります。今後も、本計画の実現に向け、福祉分野において積極的に取り組んでいく所存でありますので、町民の皆さま及び関係機関の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたり、貴重な御意見・御提言をいただきました川南町地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査に御協力いただきました町民の皆さま、関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和3年3月

川南町長 日高 昭彦

## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 「地域福祉」とは.....	2
4 地域共生社会の実現に向けた検討の経緯.....	3
5 「宮崎県地域福祉支援計画 第3期」の概要.....	8
6 計画の期間.....	9
7 「障がい」の表記について.....	9
<b>第2章 地域福祉に関する本町の状況</b> .....	<b>10</b>
1 人口の状況.....	10
2 出生・死亡の状況.....	12
3 要介護（要支援）認定者の状況.....	13
4 障害者手帳所持者の推移.....	14
5 生活保護受給世帯数・受給人数・保護率の推移.....	14
6 園児数の推移.....	15
7 児童生徒数の推移.....	15
8 町民アンケート調査結果からみる本町の状況.....	16
9 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況.....	29
<b>第3章 第2期計画の実施状況及び今後の方向性</b> .....	<b>33</b>
1 だれもが「安心した生活」ができるまちづくりを目指して.....	33
2 だれもが「暮らしやすい」まちづくりを目指して.....	36
3 だれもが「ふれあいとやすらぎ」を感じるまちづくりを目指して.....	39
4 今後の方向性.....	41
<b>第4章 基本理念・基本目標等</b> .....	<b>44</b>
1 基本理念.....	44
2 基本目標.....	44
3 施策の体系.....	45

<b>第5章 施策の展開</b> .....	<b>46</b>
第1節 基本目標1 みんなでつながり、支え合う地域づくり .....	46
1 地域力の強化.....	46
2 地域福祉を支えるリーダー等の育成.....	47
第2節 あらゆることを受け止め支援する体制づくり .....	51
1 他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成 .....	51
2 多様なニーズを「丸ごと」受け止めることができる相談体制の構築.....	52
第3節 基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり .....	57
1 避難行動要支援者への支援体制の強化 .....	57
2 誰もが安心して暮らすことができる環境整備.....	58
3 多様なニーズに対応できる仕組みづくり.....	59
<b>第6章 川南町成年後見制度利用促進基本計画</b> .....	<b>65</b>
1 計画策定の背景.....	65
2 計画の位置づけ.....	65
3 本町の課題と方向性.....	65
4 目標.....	65
5 基本的な考え方及び実施方針.....	66
6 成年後見町長申立てと利用助成の実施 .....	67
<b>第7章 川南町再犯防止推進計画</b> .....	<b>68</b>
1 計画策定の背景.....	68
2 計画の位置づけ.....	68
3 基本方針.....	68
4 施策方針.....	69
<b>第8章 計画の推進</b> .....	<b>71</b>
1 円滑な推進のための責務と役割.....	71
2 計画の点検・評価 .....	72
<b>資料編</b> .....	<b>73</b>
1 自治公民館別人口・世帯数の推移 .....	73
2 自治公民館別要介護（要支援）認定者数.....	76
3 策定経緯.....	76
4 策定委員名簿.....	77

## 第 1 章 計画策定に関する事項

### 1 計画策定の背景

全国的に単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある 50 歳代の子が同居することによる問題（8050 問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これからは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

このような状況に対応するため、国においては、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」に向けた様々な施策が講じられています。

近年の「地域共生社会の実現」に向けた法律、指針、関連通知等を踏まえ、「第 3 期川南町地域福祉総合計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

「地域福祉計画」は、「川南町長期総合計画」を上位計画とした個別計画であり、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域福祉の推進」を図るための基本的指針となるものです。また、高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした福祉に関連する町の分野別計画と整合・連携を図りながら、これらの計画を横断的につなげる計画として策定するものです。

「地域福祉活動計画」は、町民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPO などが自主的・自発的な活動を行いながら互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく計画で、川南町社会福祉協議会が策定するものです。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目的を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。

また、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく「地方再犯防止推進計画」としても位置づけます。

### 3 「地域福祉」とは

福祉を考えると、私たちは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに分けてとらえがちです。それは、今まで対象者ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的なサービスの対象にはならないものの生活する上での困りごとなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことが多くあります。

地域福祉とは、地域の「ひと」のつながりを大切にし、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、一人一人の地域の課題を解決し、さらに地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

#### 【「地域福祉」のイメージ】

地域には、様々な生活課題があります。



このような困りごとに対し、地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「地域福祉」です。

## 4 地域共生社会の実現に向けた検討の経緯

### (1) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



出典：厚生労働省資料

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた検討等の経緯

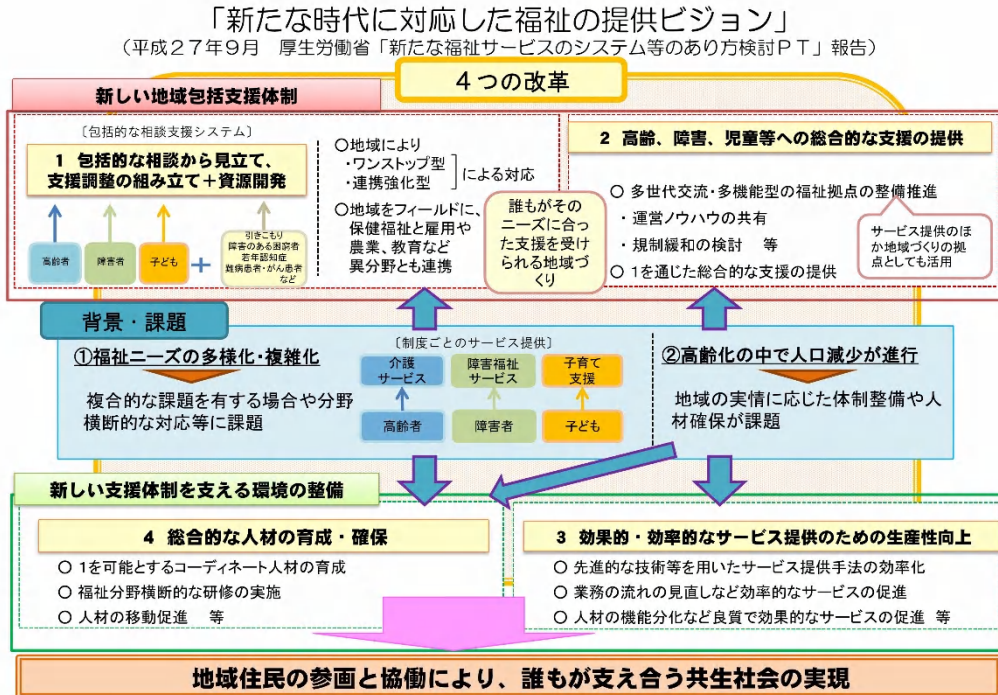
「地域共生社会」実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯は以下のとおりです。

平成 27 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」報告)
平成 28 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10 月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会)の設置
12 月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成 29 年 2 月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
2 月	「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立
6 月	改正社会福祉法の公布
9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法施行
令和 1 年 5 月	地域共生社会推進検討会設置
7 月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12 月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2 年 3 月	社会福祉法等改正案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
6 月	改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和 3 年 4 月施行予定



① 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の概要

平成27年9月にとりまとめられた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の概要は以下のとおりです。



出典：厚生労働省資料

② 「ニッポン一億総活躍プラン」の概要

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」における「地域共生社会の実現」に関する概要は以下のとおりです。

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向  
 (4) **地域共生社会の実現**

子供・高齢者・障害者など**全ての人々が地域、暮らし、生きがい**を共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの**地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組み**を構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

出典：厚生労働省資料

③ 改正社会福祉法の概要

平成30年4月に施行された改正社会福祉法の概要は以下のとおりです。

**改正社会福祉法の概要**  
(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

**「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備**

**1. 地域福祉推進の理念を規定**  
地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

**2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定**

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(※)

(※) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

**3. 地域福祉計画の充実**

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。  
※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

出典：厚生労働省資料

④ 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり強化のための取組

平成29年2月にとりまとめられた「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)の具体的取組は以下のとおりです。

**「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進**

<p><b>(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)</b></p> <p>○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる事ができる体制を構築することを支援する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制</p> <p>様々な課題を抱える住民(生活困窮、障害、認知症等)</p> </div> <p>ご近所、自治会   地区社協   社会福祉法人、NPO   企業、商店</p> <p>民生委員・児童委員   ボランティア、学校、PTA、老人クラブ、子ども会</p>	<p>平成31年度予算 28億円(200自治体) 平成30年度予算 26億円(150自治体) 平成29年度予算 20億円(100自治体)</p> <p>地域における他分野 まちおこし、産業、 農林水産、土木、 防犯・防災、環境、 社会教育、交通、 都市計画</p>
<p><b>(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)</b></p> <p>○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援</p> <p>[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)</p> <p>[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※) ※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等</p> </div> <p>○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。</p>	<p>ニッポン一億総活躍プラン (H28.2閣議決定)</p> <p>小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。</p> <p>世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。</p>
<p><b>総合的な相談支援体制作り</b></p> <p>雇用、就労関係   高齢関係   住まい関係   教育関係   保健関係   障害関係   医療関係</p> <p>多文化共生関係   自殺対策関係   司法関係   児童関係   家計支援関係</p> <p>相談支援包括化推進員 世帯全体の課題を的確に把握 多職種・多機関のネットワーク化の推進 相談支援包括化推進会議の開催等</p> <p>新たな社会資源の創出 地域に不足する資源の検討</p>	

出典：厚生労働省資料

⑤ 地域共生社会推進検討会最終とりまとめの概要

令和1年12月に公表された「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」の概要は以下のとおりです。

**地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要**

**I 地域共生社会の理念**

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育などの政策領域に広がる。

**II 福祉政策の新たなアプローチ**

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある。それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

**III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方**

**1 事業の仕組み等**

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援</li> <li>① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能</li> <li>② 世帯を取り巻く支援関係全体を調整する機能</li> <li>③ 継続的につながり続ける支援を中心に担う機能</li> <li>※ ②及び③の機能を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。</li> <li>○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。</li> <li>① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援</li> <li>② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能</li> </ul>

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、**任意事業とし、段階的实施**とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、**市町村が裁量を発揮しやすい仕組み**とする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、**制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進**する必要がある。

20

**地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要**

**III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）**

**2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点**

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、**地域住民や関係機関等と議論**をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、**共通認識を持ちながら取組を進める**。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- **事業実施後も**、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、**事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善**していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、**関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組み**とすべき。

**3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から抽出する際の基本的な考え方**

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、**事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある**。その際、既存制度からの抽出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

**IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤**

**1 人材の育成や確保**

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、**研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進める**ことが重要。また、**市町村においては**、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、**職員全体に対して研修等を行う必要がある**。事業開始後も、**人材を組織的に育成**しつつ、チームで対応していくことが求められる。

**2 地域福祉計画等**

- 新たな事業については、**地域福祉計画の記載事項**とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

**3 会議体**

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

**4 都道府県及び国の役割**

- **都道府県は**、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- **国は**SNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

21

## 5 「宮崎県地域福祉支援計画 第3期」の概要

宮崎県では平成28年3月に、「ともに支え合い、助け合う あたたかい思いやりの社会づくり」を基本理念とする「宮崎県地域福祉支援計画 第3期計画」が策定されています。

### 【宮崎県地域福祉支援計画 第3期（平成28年3月策定）の概要】

#### 【基本理念】

「ともに支え合い、助け合う あたたかい思いやりの社会づくり」

#### 【基本目標】

##### 1 地域福祉を担う人づくり

- (1) 地域福祉の意識の醸成
- (2) 社会福祉事業従事者等の確保と資質向上
- (3) 地域福祉の担い手の育成

##### 2 地域福祉サービスの基盤づくり

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
- (4) 地域福祉活動を支える体制づくり

##### 3 みんなで支え合う地域づくり

- (1) 住民参加で進める地域福祉活動の推進
- (2) 「福祉」で進めるまちづくりの推進
- (3) 本県の地域や特性を捉えた地域福祉の推進

## 6 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や大きな制度改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
川南町地域福祉総合計画	第2期	第3期計画					第4期	
	見直し					見直し		

## 7 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

## 第2章 地域福祉に関する本町の状況

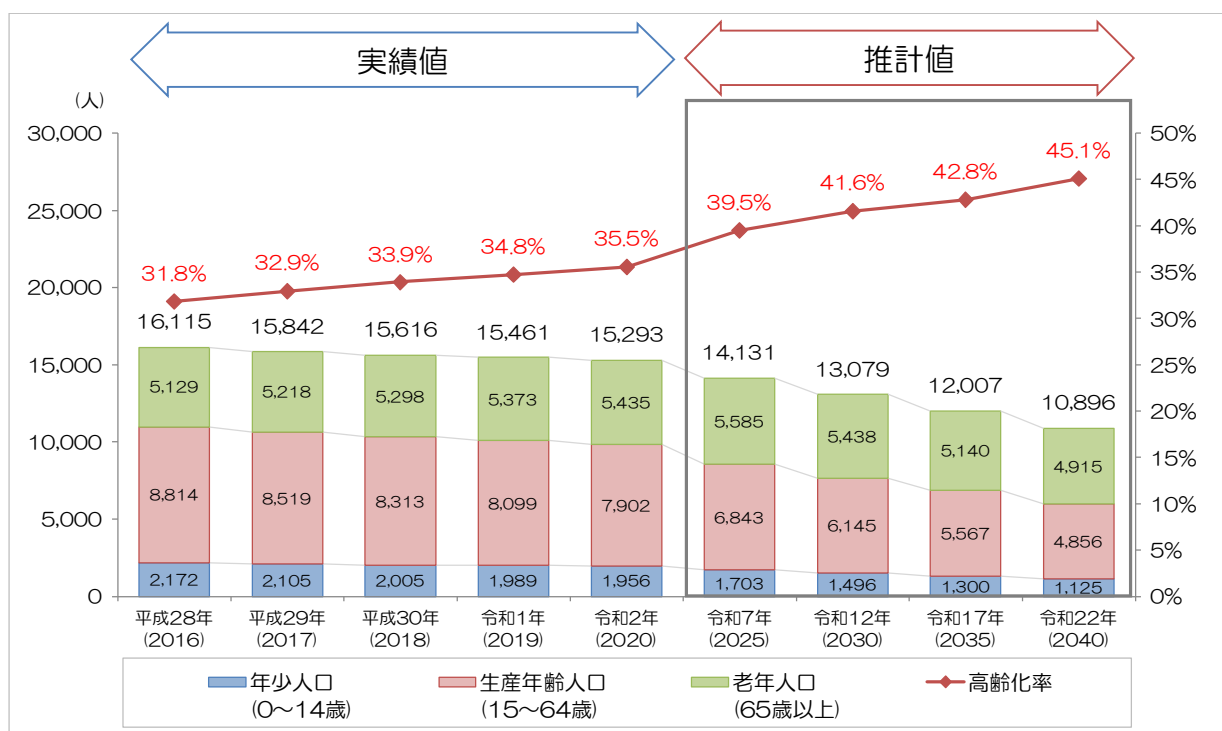
### 1 人口の状況

#### (1) 年齢3区分別人口の推移・推計

本町の総人口は、平成28年の16,115人から令和2年には15,293人となり、822人の減少となっています。

年齢階層別で見ると、総人口が減少傾向で推移している一方、65歳以上の老年人口が増加傾向にあります。

今後、少子高齢化が進展する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年（令和22年）の総人口は10,896人、高齢化率は45.1%となる見込みとなっています。

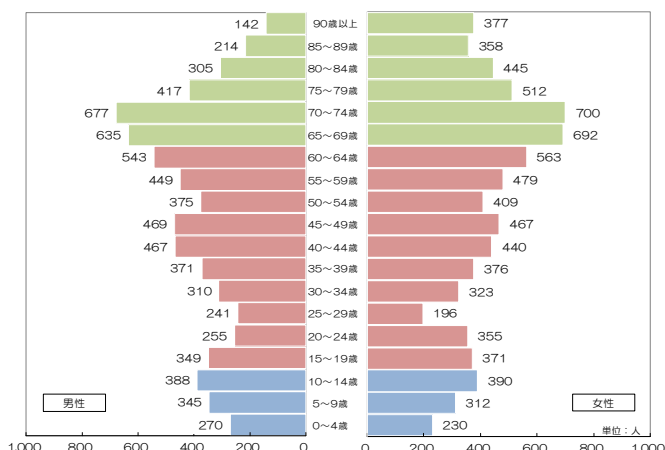


出典：住民基本台帳（平成28年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～）

(2) 男女別・年齢別人口構成

令和2年の男女別・年齢別人口構成をみると、25～29歳の年代にくびれがみられ、町外への流出がうかがえます。

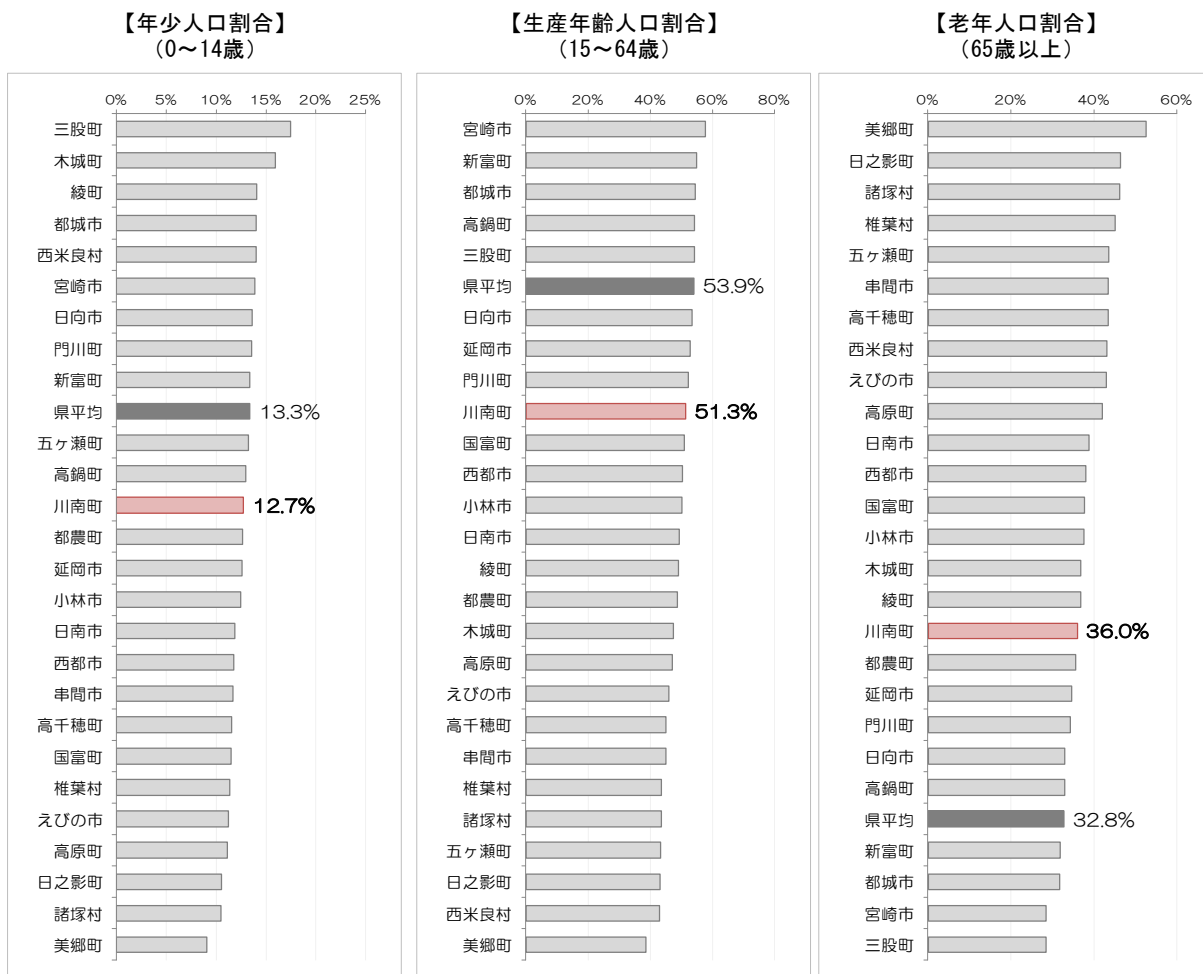
一方、65～74歳の年代に膨らみがみられます。



出典：宮崎県の推計人口と世帯数（令和2年 年報）

(3) 年少人口・生産年齢人口・老年人口割合

令和2年の本町の年少人口割合は12.7%、生産年齢人口割合は51.3%、老年人口割合は36.0%となっています。



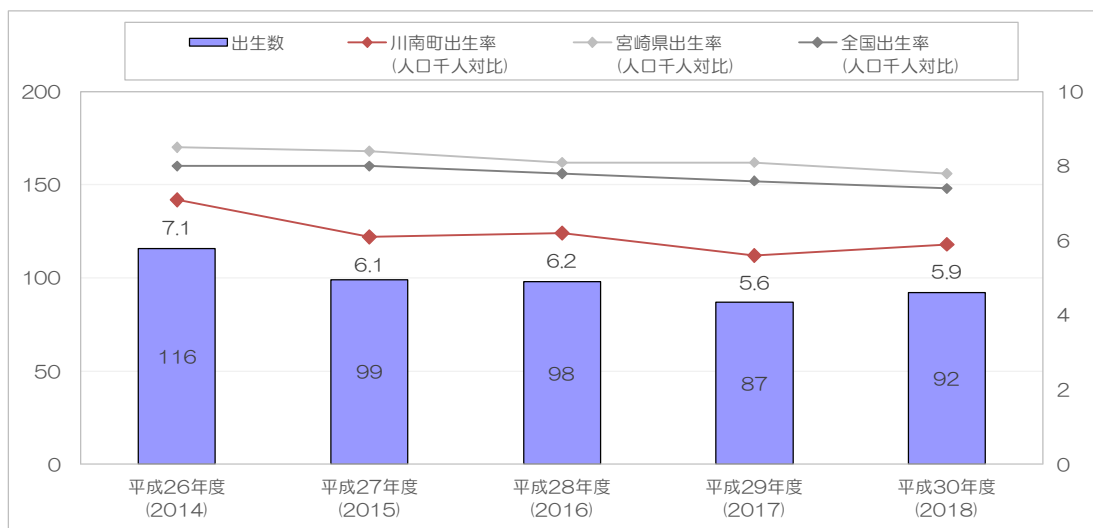
出典：宮崎県の推計人口と世帯数（令和2年 年報）

## 2 出生・死亡の状況

### (1) 出生数・出生率

出生数は減少傾向で推移しており、平成30年度は92人となっています。

また、平成30年度の出生率（人口千人対比）は5.9で全国及び宮崎県平均出生率を下回っています。

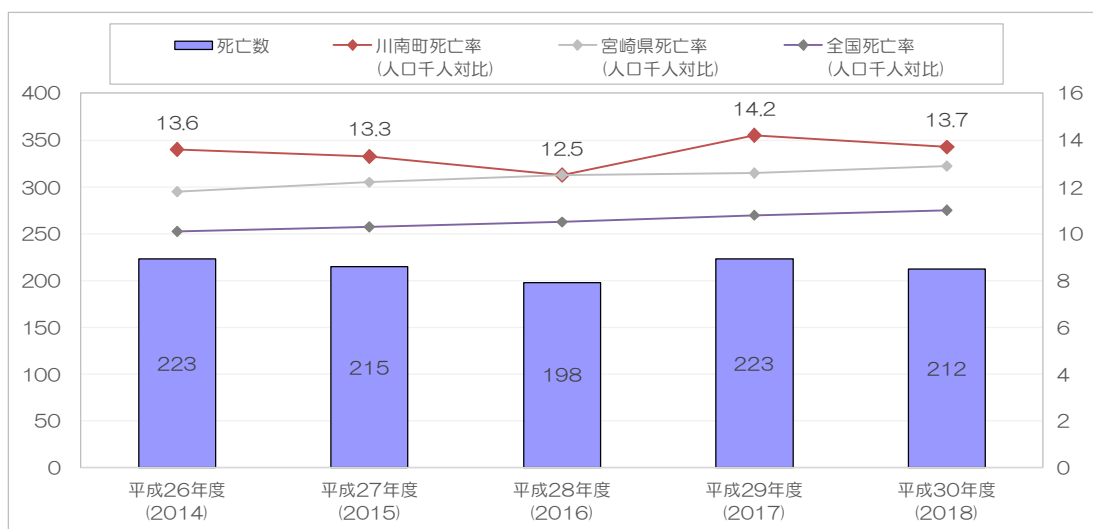


出典：公益財団法人宮崎県健康づくり協会「健康づくりデータブック」

### (2) 死亡数・死亡率

平成30年度の死亡数は212人となっています。

また、平成30年度の死亡率（人口千人対比）は13.7で全国及び宮崎県平均死亡率を上回っています。



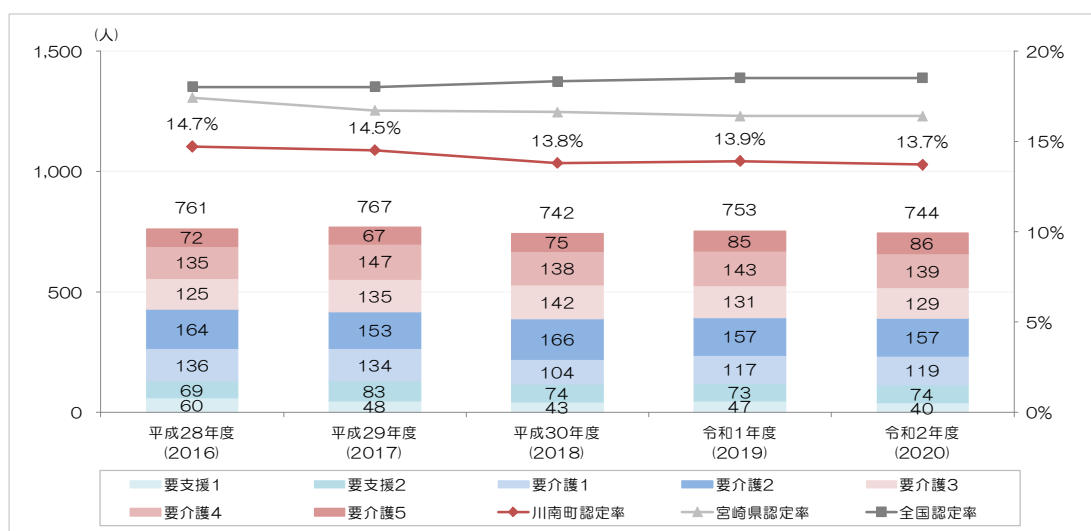
出典：公益財団法人宮崎県健康づくり協会「健康づくりデータブック」



### 3 要介護（要支援）認定者の状況

#### (1) 要介護（要支援）認定者・認定率の推移

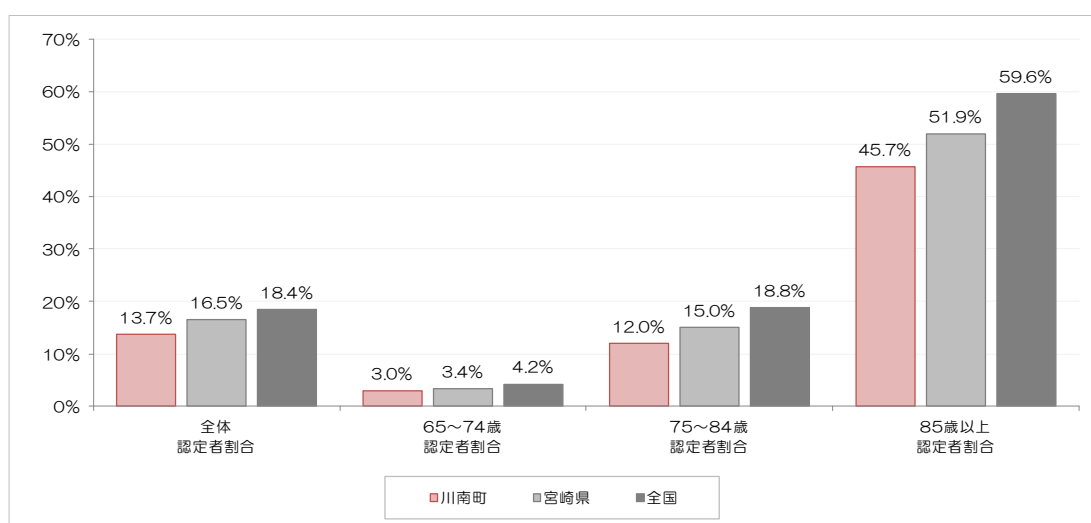
要介護（要支援）認定者数はほぼ同水準で推移しており、令和2年度は744人となっています。また、令和2年度の第1号被保険者に占める認定者の割合は13.7%で全国及び宮崎県平均認定率を下回っています。



出典：介護保険事業状況報告（年報）、令和2年度のみ月報

#### (2) 年齢3区分認定者出現率

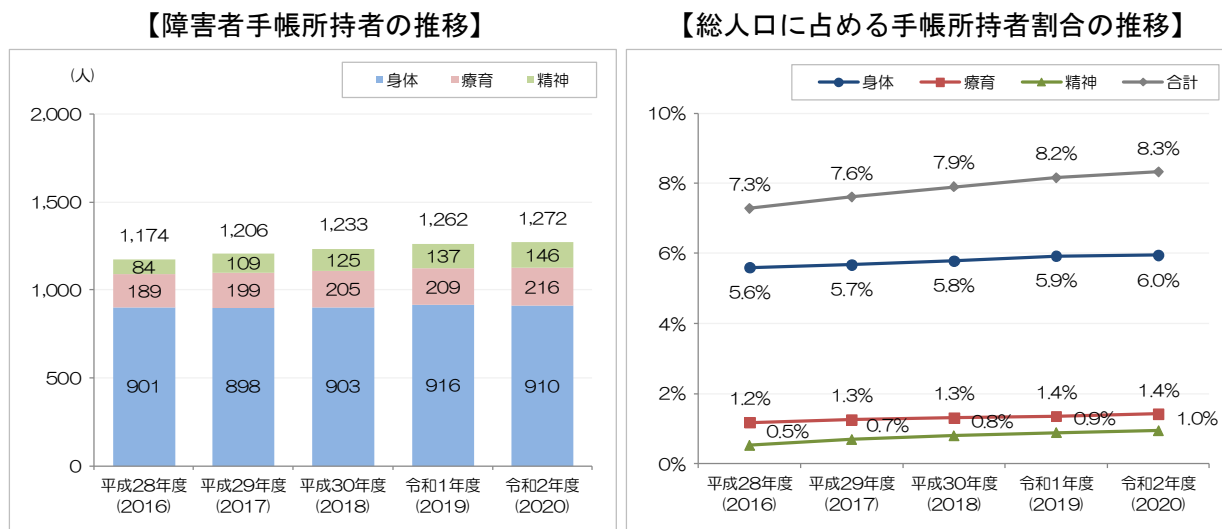
令和2年1月末時点での年齢3区分別認定者割合は65～74歳3.0%、75～84歳12.0%、85歳以上45.7%でいずれも全国及び宮崎県平均より低くなっています。



出典：介護保険事業状況報告（令和2年1月月報）

## 4 障害者手帳所持者の推移

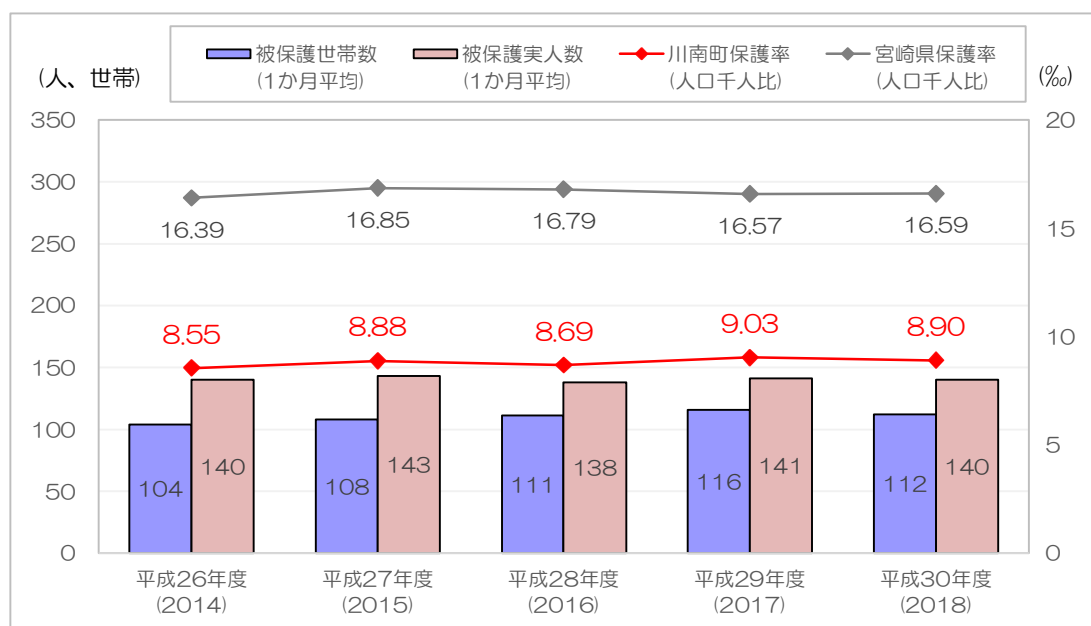
令和2年度の障害者手帳所持者は1,272人（うち身体910人、療育216人、精神146人）となっています。また、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は8.3%（身体6.0%、療育1.4%、精神1.0%）となっています。



出典：川南町福祉課資料

## 5 生活保護受給世帯数・受給人数・保護率の推移

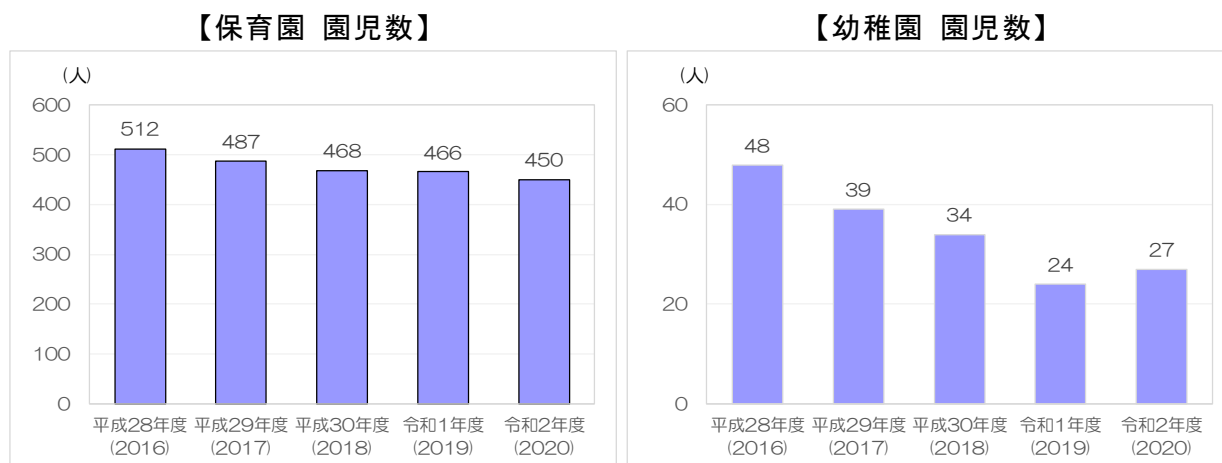
平成30年度の被保護世帯数は112世帯、被保護実人数は140人となっています。また、保護率（人口千人対比）は8.90で宮崎県平均を下回っています。



出典：宮崎県統計年鑑

## 6 園児数の推移

保育園若しくは幼稚園に通園する園児は減少傾向にあり、令和2年度の保育園園児数は450人、幼稚園園児数は27人となっています。

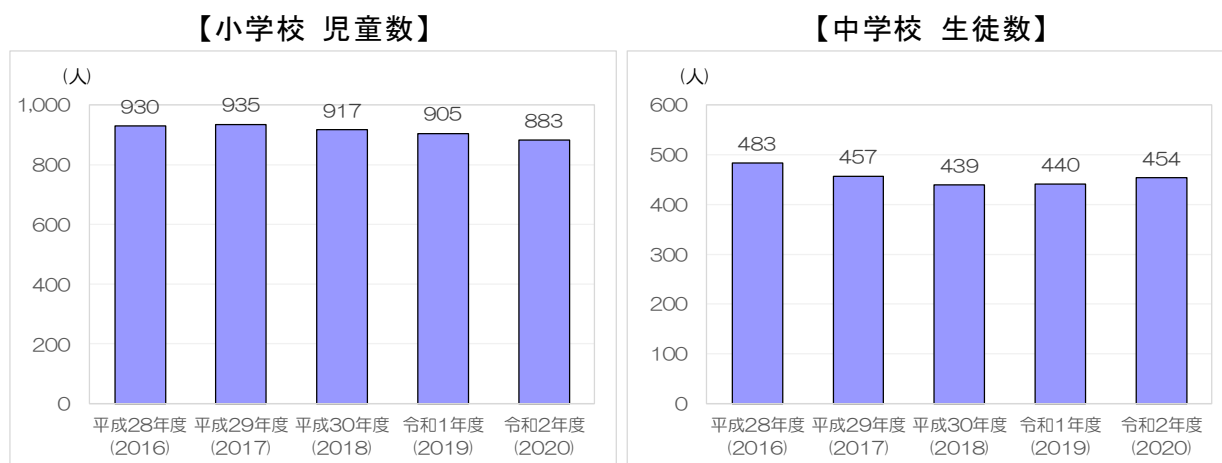


出典：川南町福祉課資料

## 7 児童生徒数の推移

小学校児童数は減少傾向にあり、令和2年度は883人となっています。

中学校生徒数はほぼ同水準で推移しており、令和2年度は454人となっています。



出典：川南町教育課資料

## 8 町民アンケート調査結果からみる本町の状況

### (1) 調査概要

#### ① 調査実施時期

令和2年7月に実施しました。

#### ② 調査対象者及び調査方法

本町在住の20歳以上の町民から無作為抽出した1,000人を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

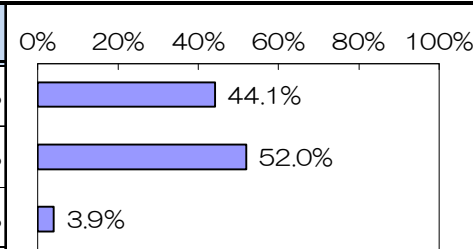
配布数	有効回答数	有効回答率
1,000人	433人	43.3%

### (2) 調査結果（抜粋）

- ※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- ※ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ※ 以降の調査結果についても同様となります。
- ※ 調査結果比較グラフの「宮崎県」は宮崎県が平成31年2月に実施した「平成30年度宮崎県県民意識調査」の調査結果となっています。

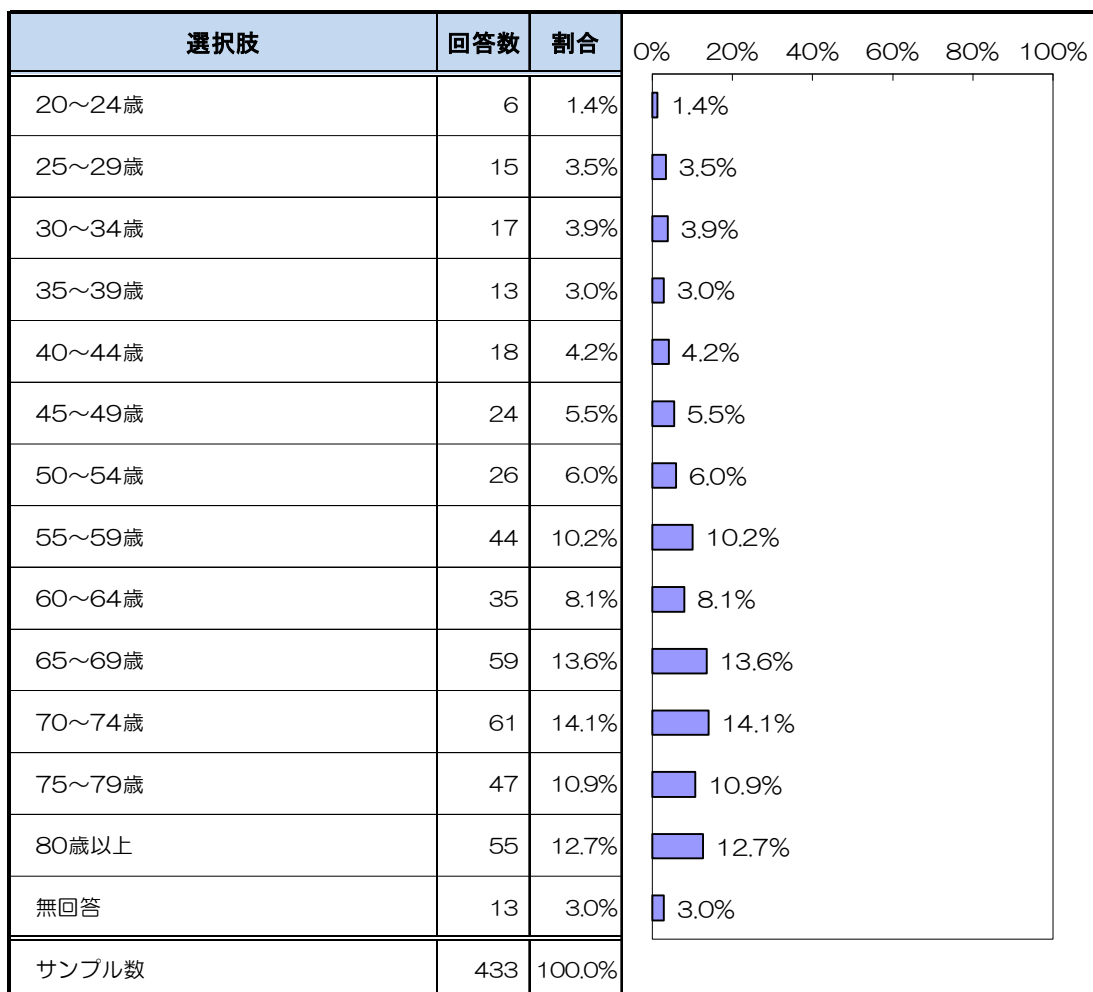
#### ① 性別

選択肢	回答数	割合
男性	191	44.1%
女性	225	52.0%
無回答	17	3.9%
サンプル数	433	100.0%

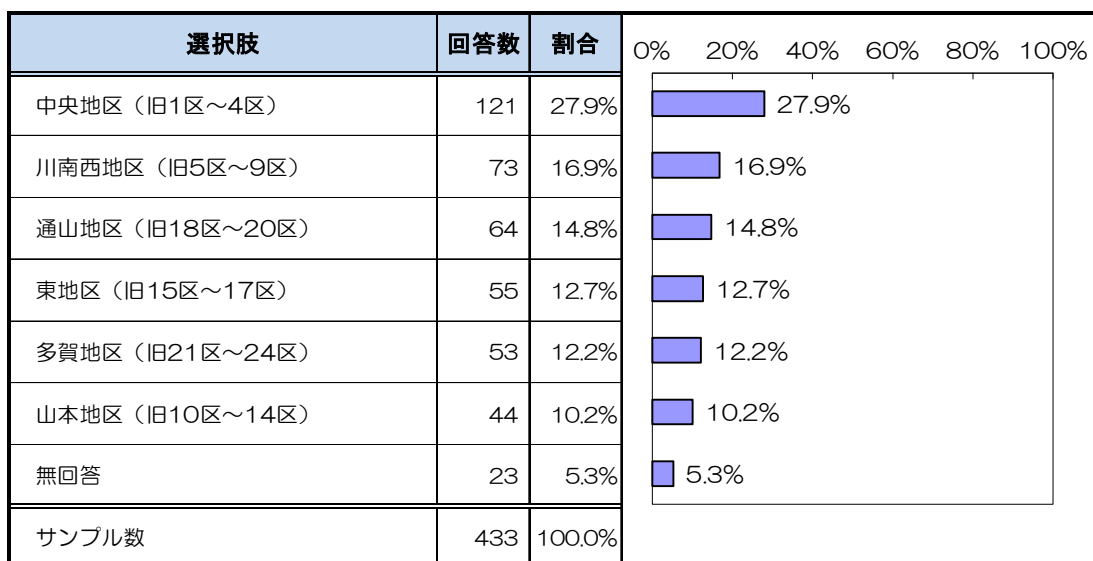


A horizontal bar chart illustrating the gender distribution of respondents. The x-axis represents the percentage from 0% to 100%. The y-axis lists the categories: 男性 (Male) at 44.1%, 女性 (Female) at 52.0%, and 無回答 (No answer) at 3.9%. The bars are colored in shades of blue.

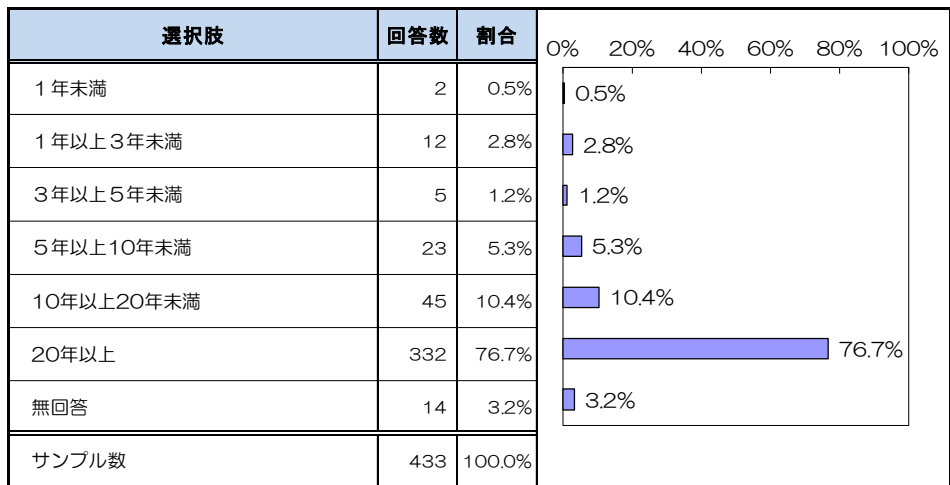
② 年齢（令和2年4月1日現在）



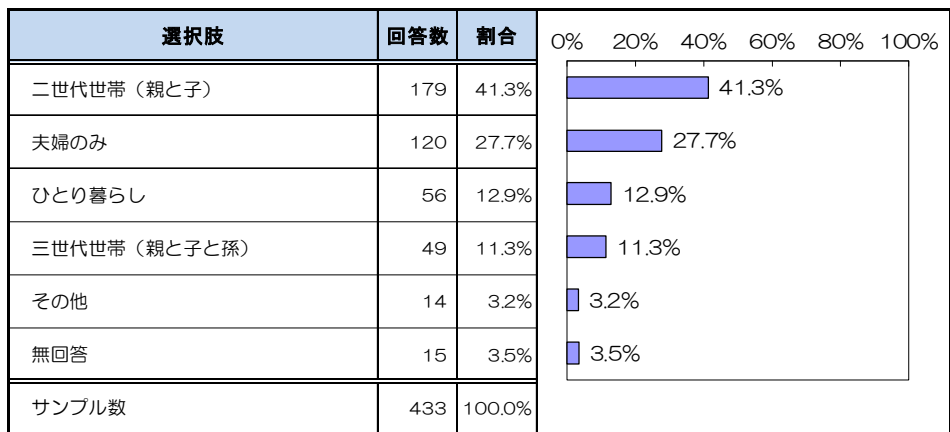
③ 居住地域



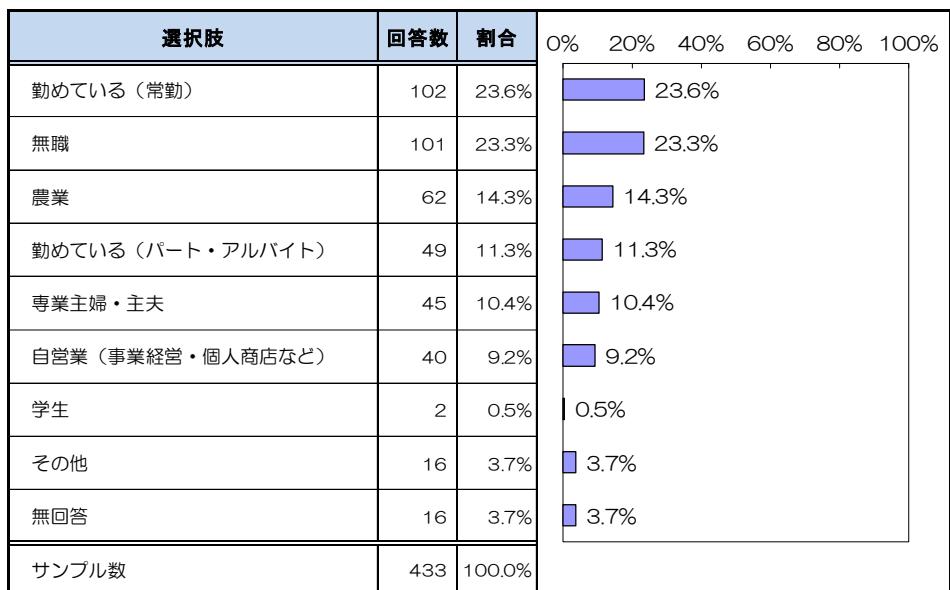
④ 居住期間



⑤ 家族構成

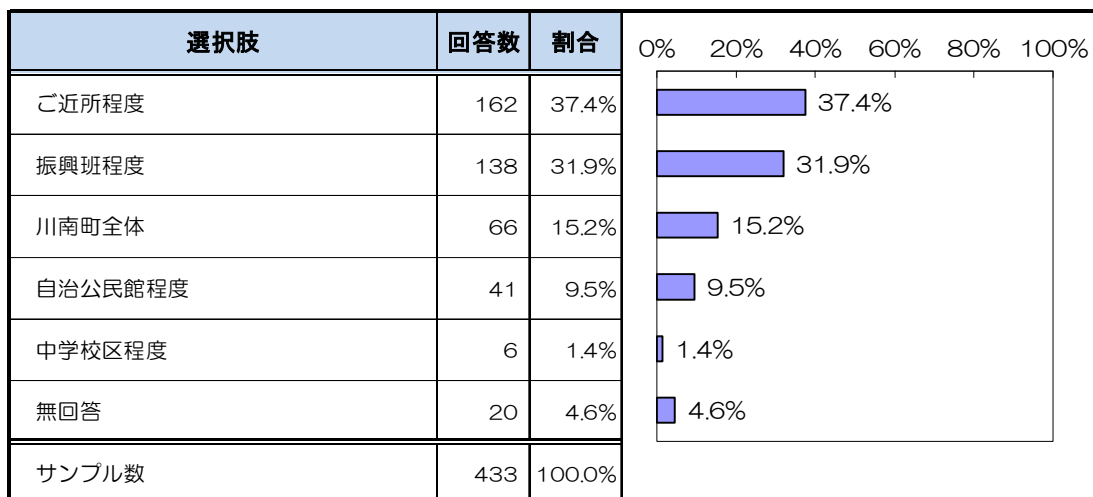


⑥ 職業



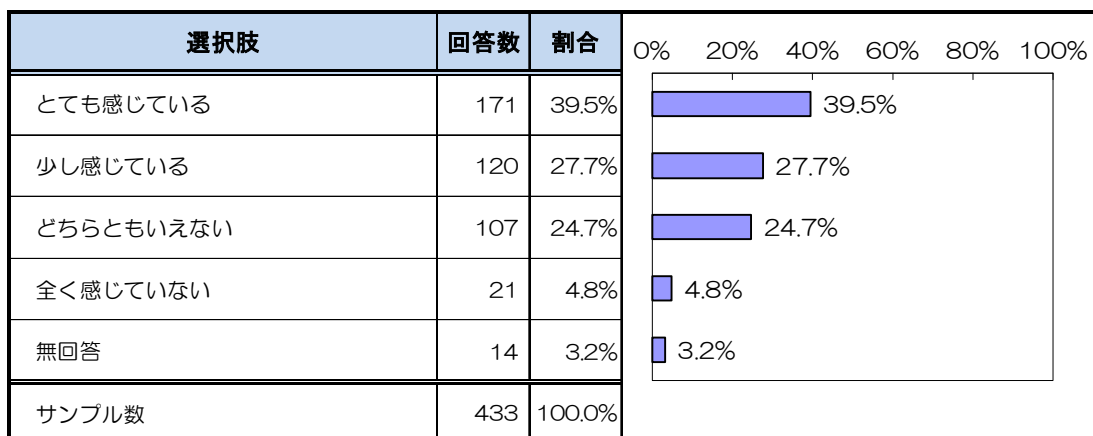
## ⑦ 助け合いや支える「地域」の範囲

「ご近所程度」(37.4%)、「振興班程度」(31.9%)が多くなっています。



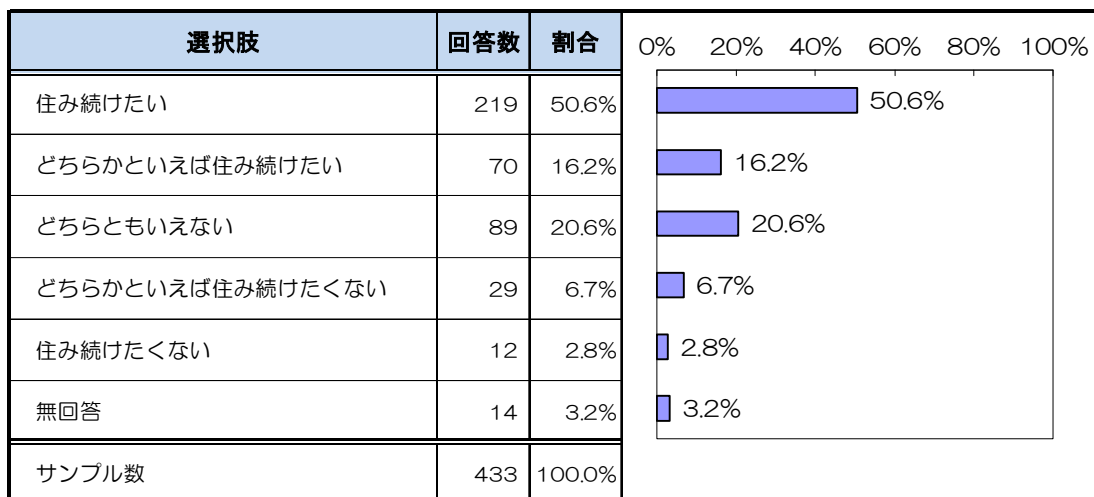
## ⑧ お住まいの地域への愛着

「とても感じている」(39.5%)若しくは「少し感じている」(27.7%)と回答した割合の合計が約7割(67.2%)となっています。

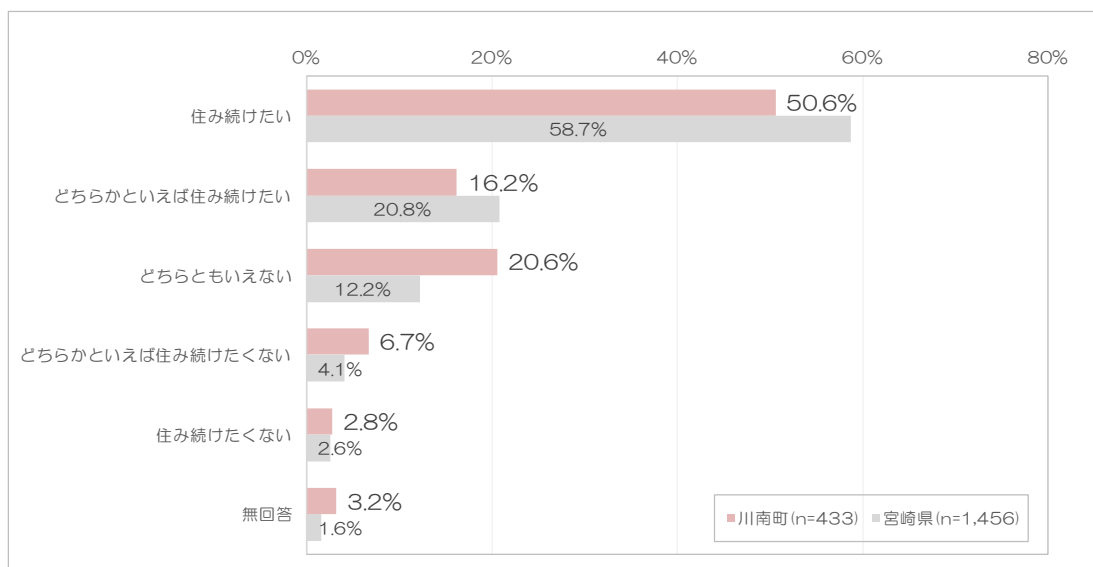


⑨ 現在住んでいる地域に住み続けたいか

「住み続けたい」(50.6%)若しくは「どちらかといえば住み続けたい」(16.2%)と回答した割合の合計が約7割(66.8%)となっています。  
宮崎県調査結果(79.5%)と比較すると12.7ポイント低くなっています。



【宮崎県調査結果との比較】

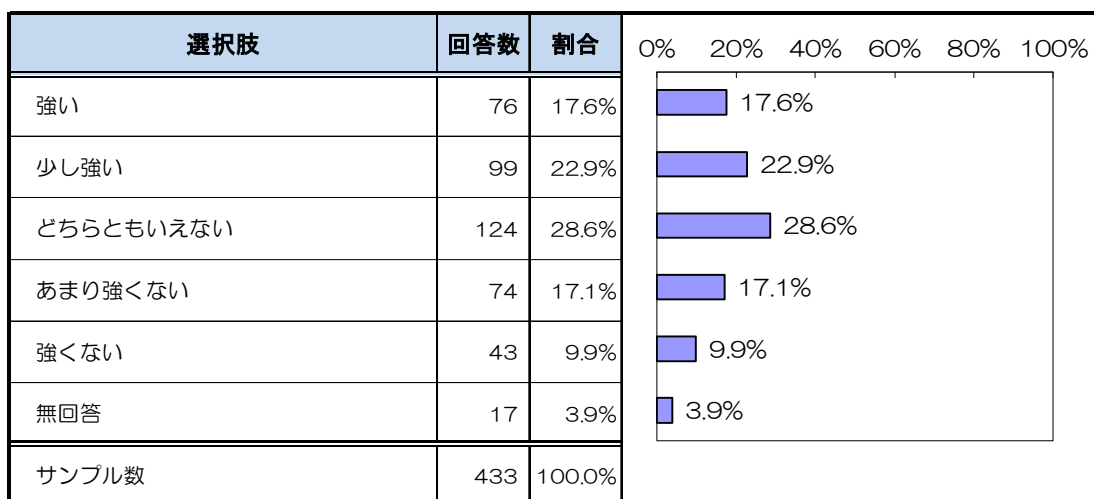




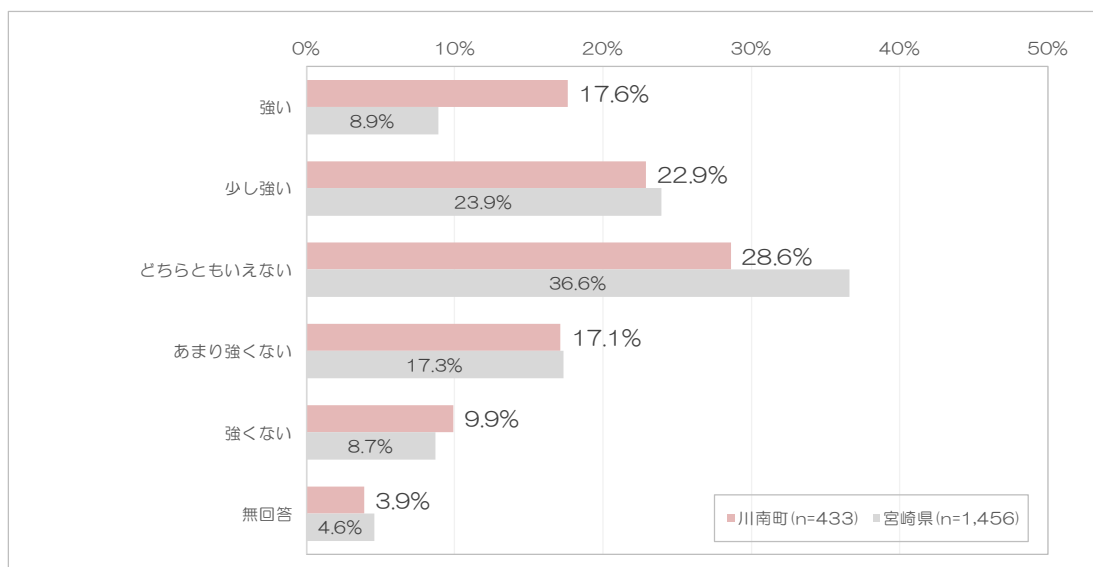
⑩ 地域のつながり

「強い」(17.6%)若しくは「少し強い」(22.9%)と回答した割合の合計が約4割(40.5%)となっています。

宮崎県調査結果(32.8%)と比較すると7.7ポイント高くなっています。

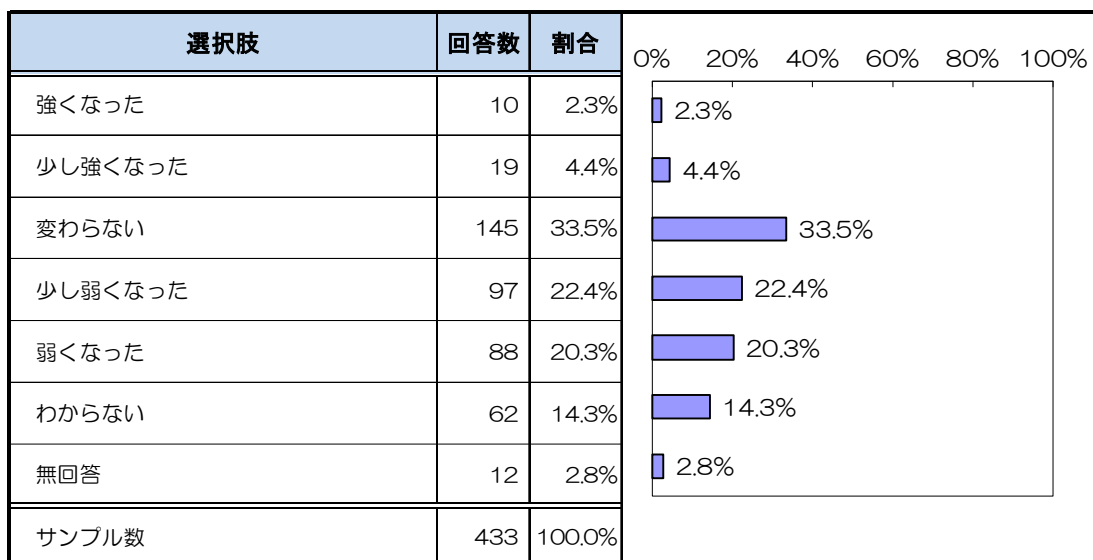


【宮崎県調査結果との比較】



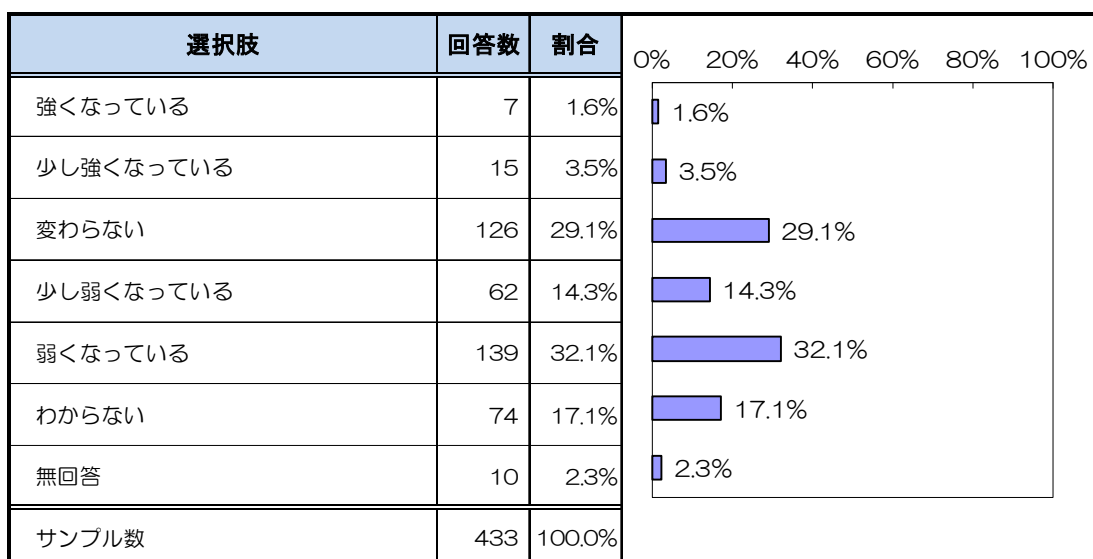
⑪ 住民同士のつながりや支え合いの変化（現在と10年前の比較）

「弱くなった」（20.3%）若しくは「少し弱くなった」（22.4%）と回答した割合の合計が約4割（42.7%）となっています。



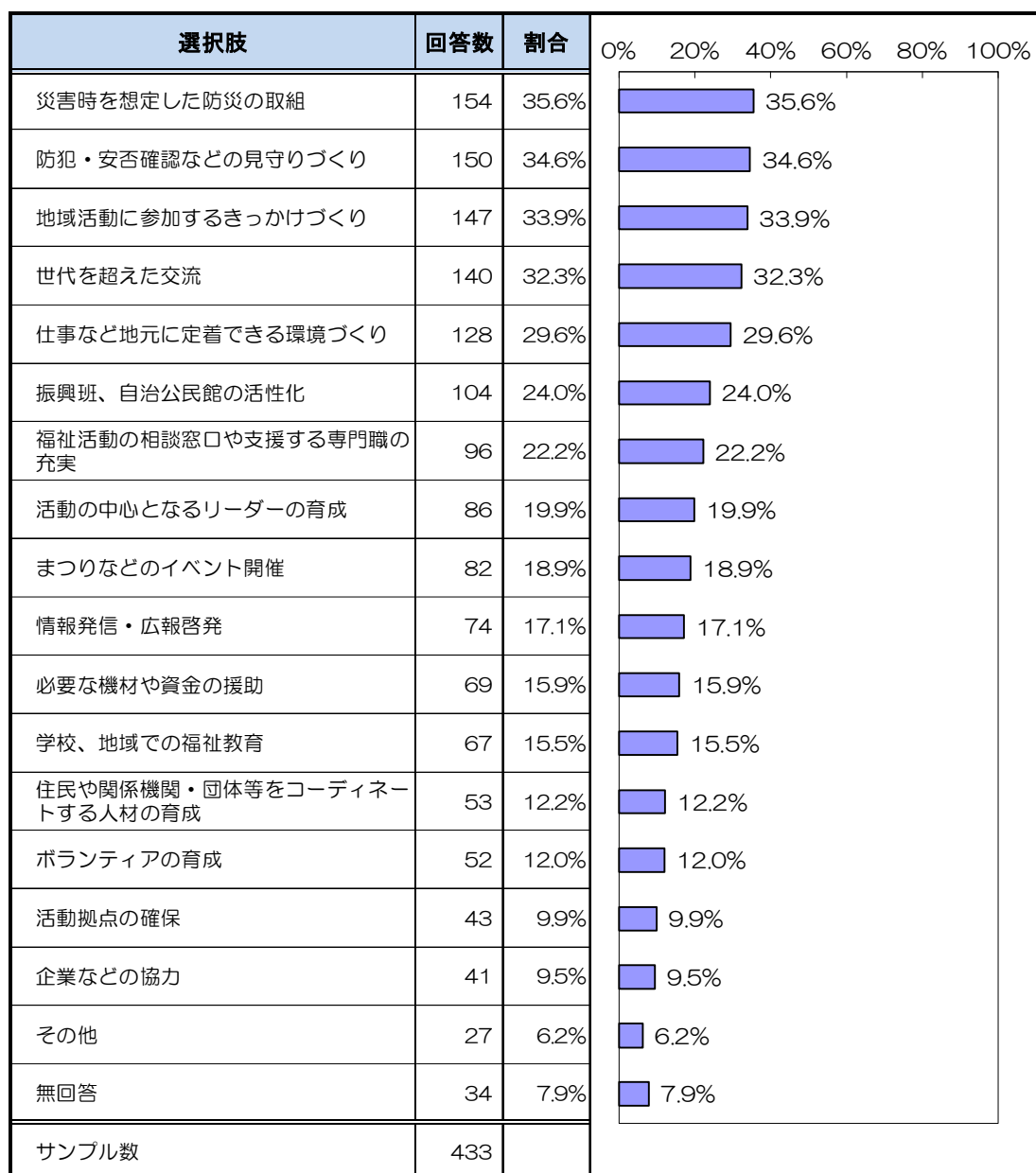
⑫ 住民同士のつながりや支え合いの変化（現在と10年後の比較）

「弱くなっている」（32.1%）若しくは「少し弱くなっている」（14.3%）と回答した割合の合計が約5割（46.4%）となっています。



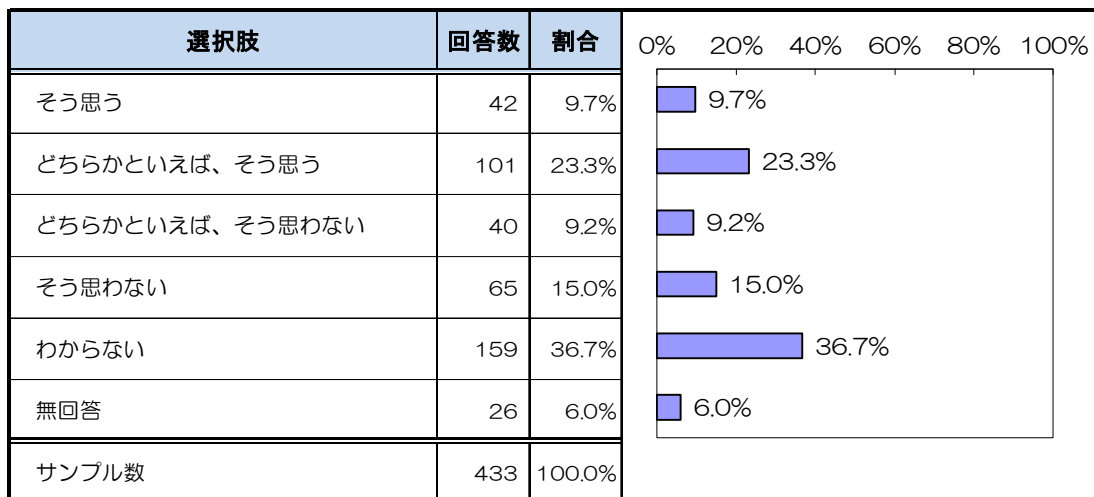
## ⑬ 住民同士のつながりや支え合いを強くするために必要なこと（全てに〇）

「災害を想定した防災の取組」(35.6%)が最も多く、「防犯・安否確認などの見守りづくり」(34.6%)、「地域活動に参加するきっかけづくり」(33.9%)の順となっています。



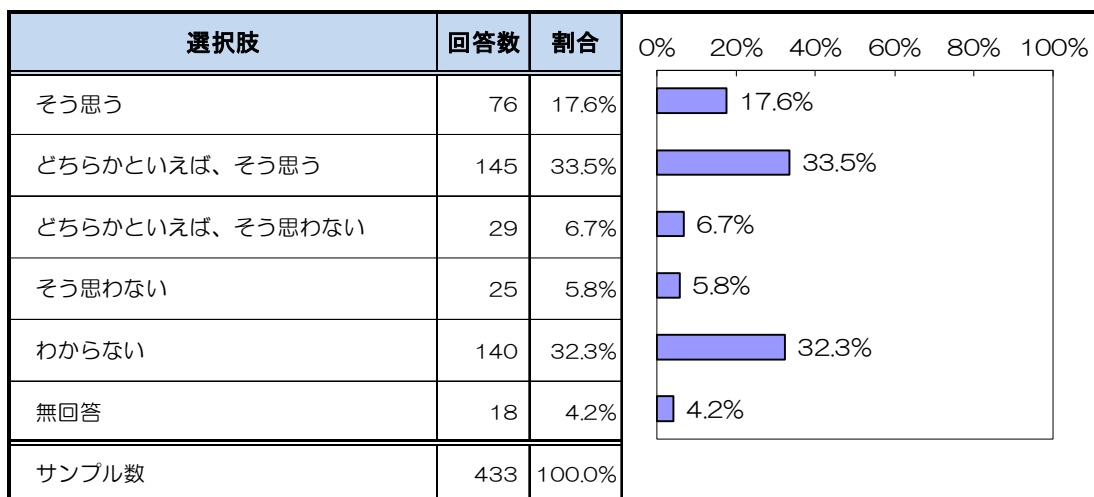
⑭ 本町は安心して妊娠・出産できる環境にあるか

「そう思う」(9.7%)若しくは「どちらかといえば、そう思う」(23.3%)と回答した割合の合計が約3割(33.0%)となっています。



⑮ 地域に住んでいる子どもが心豊かに育っているか

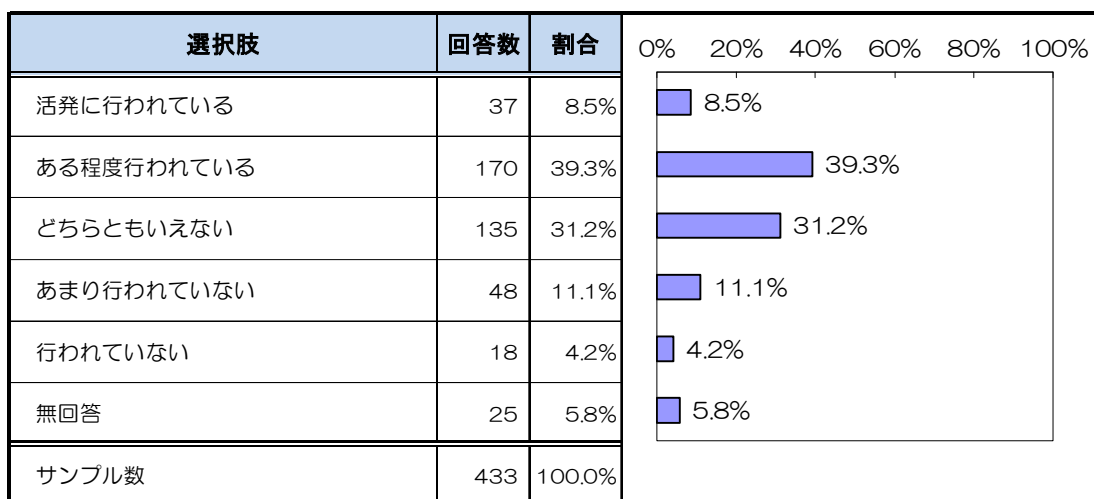
「そう思う」(17.6%)若しくは「どちらかといえば、そう思う」(33.5%)と回答した割合の合計が約5割(51.1%)となっています。



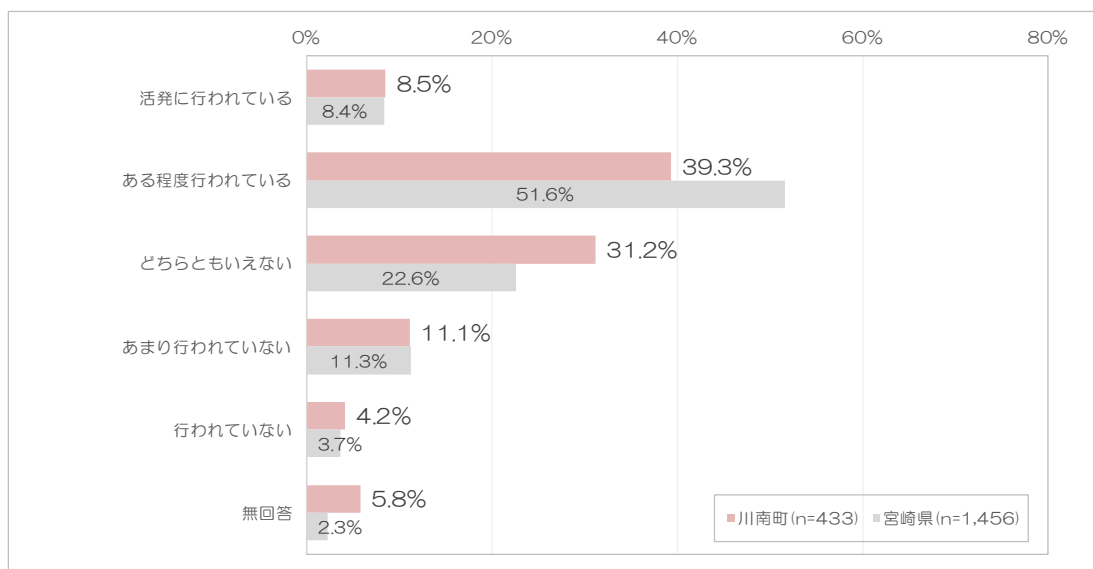
⑩ 本町では高齢者の社会参加活動が活発に行われているか

「活発に行われている」(8.5%) 若しくは「ある程度活発に行われている」(39.3%) と回答した割合の合計が約5割(47.8%)となっています。

宮崎県調査結果(60.0%)と比較すると12.2ポイント低くなっています。

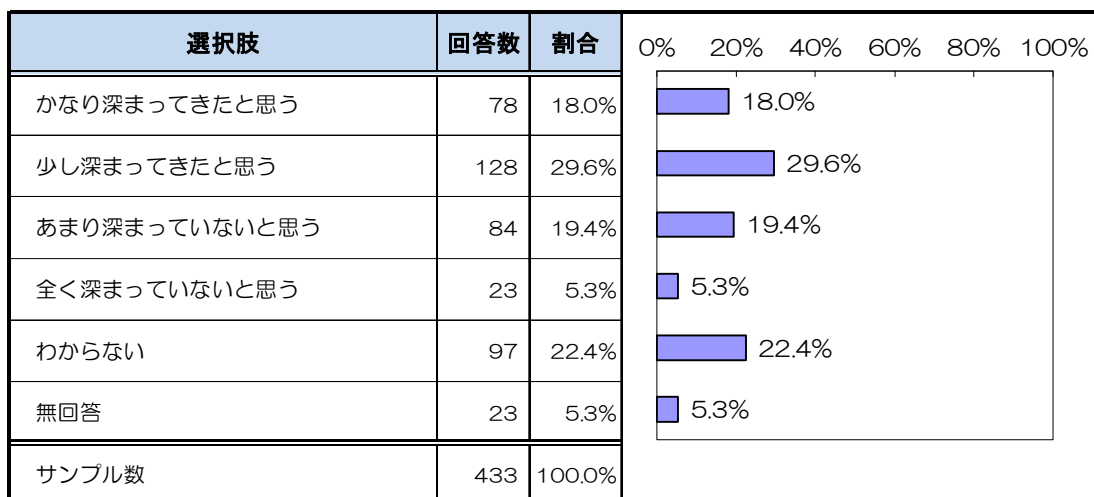


【宮崎県調査結果との比較】



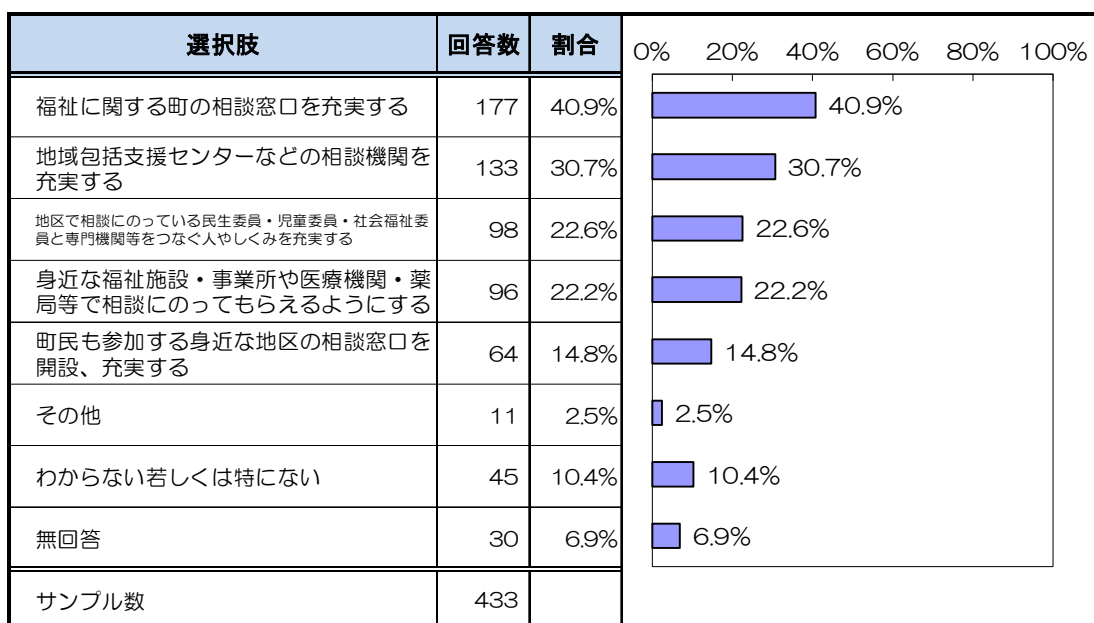
⑰ 障がい者への理解は深まっているか

「かなり深まってきたと思う」(18.0%)若しくは「少し深まってきたと思う」(29.6%)と回答した割合の合計が約5割(47.6%)となっています。



⑱ 福祉に関して一層相談しやすくするために必要な取組(2つ以内で○)

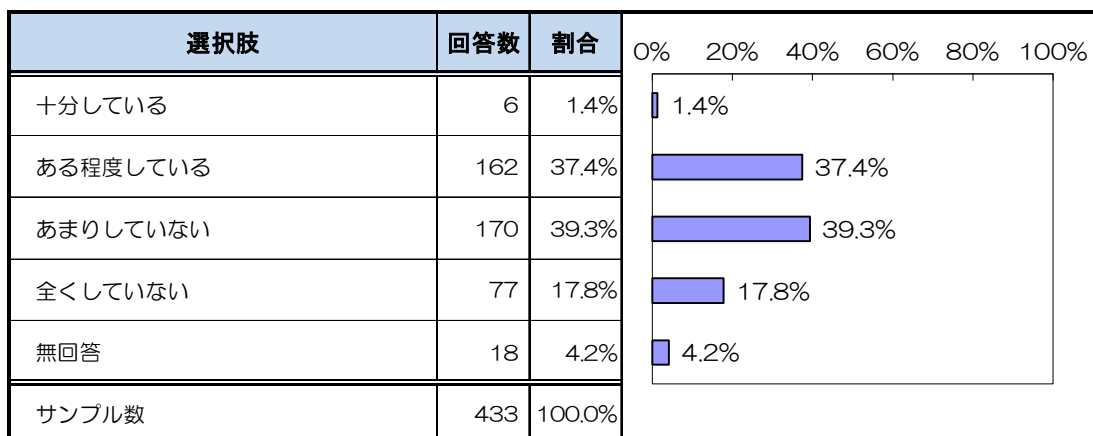
「福祉に関する町の相談窓口を充実する」(40.9%)が最も多く、次いで「地域包括支援センターなどの相談機関を充実する」(30.7%)などとなっています。



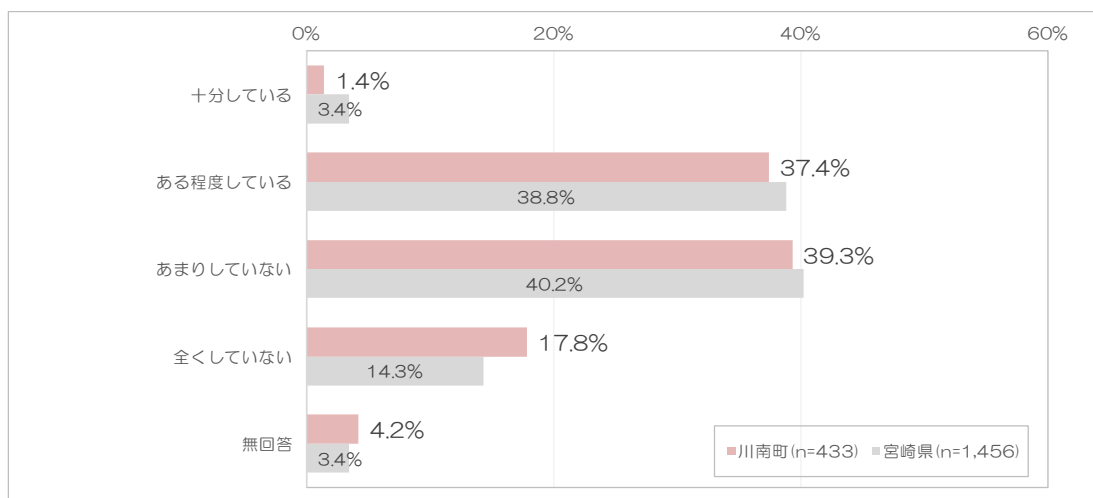
⑱ 災害に対する備え

「十分している」(1.4%) 若しくは「ある程度している」(37.4%) と回答した割合の合計が約4割(38.8%)となっています。

宮崎県調査結果(42.2%)と比較するとほぼ同様となっています。

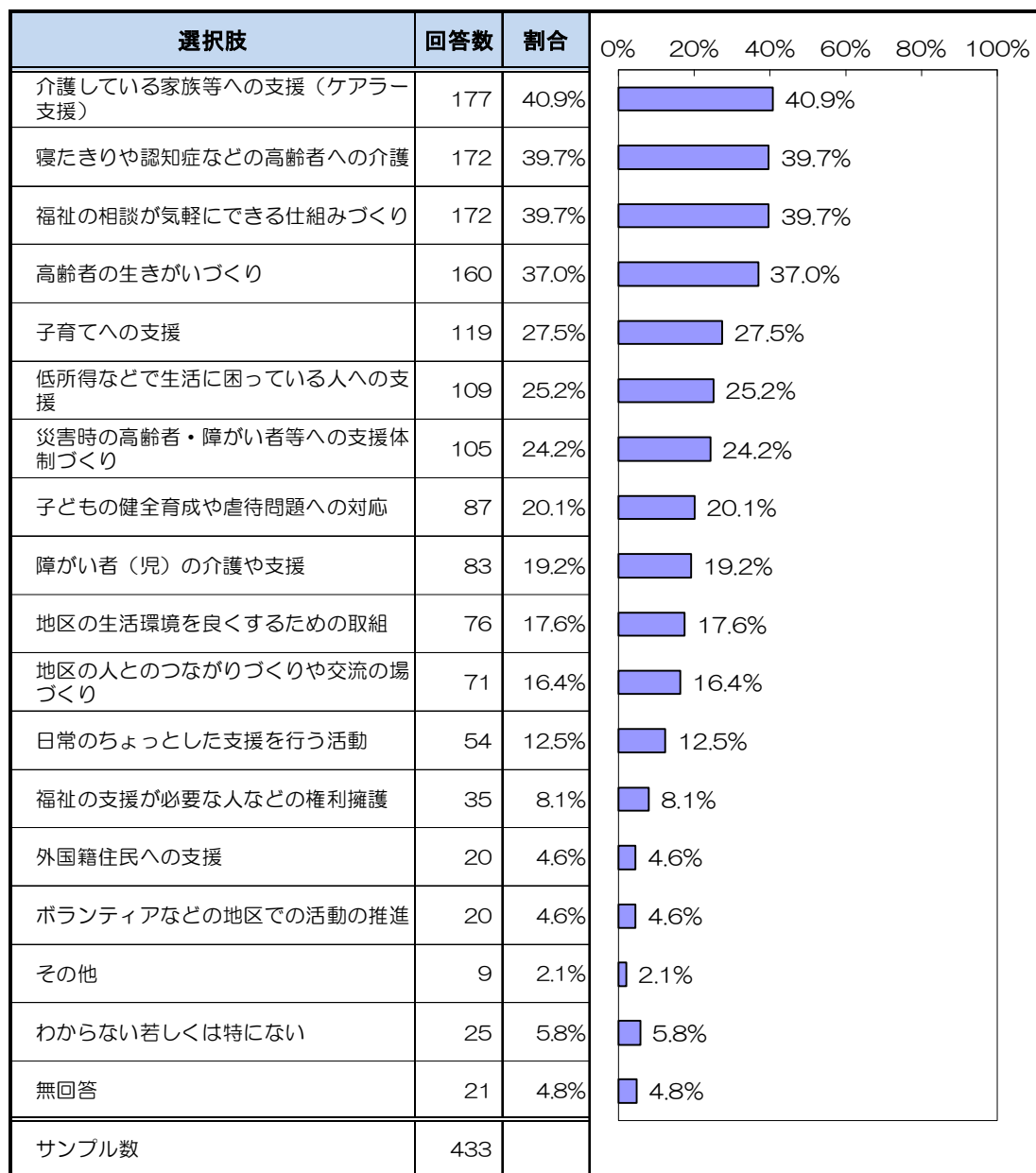


【宮崎県調査結果との比較】



⑳ おおむね5年間で推進すべき取組（5つ以内で○）

「介護している家族等への支援（ケアラー支援）」（40.9%）が最も多く、次いで「寝たきりや認知症などの高齢者への介護」（39.7%）、「福祉の相談が気軽にできる仕組みづくり」（39.7%）などとなっています。





## 9 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況

### (1) 調査概要

#### ① 調査実施時期

令和2年8月に実施しました。

#### ② 調査対象者及び調査方法

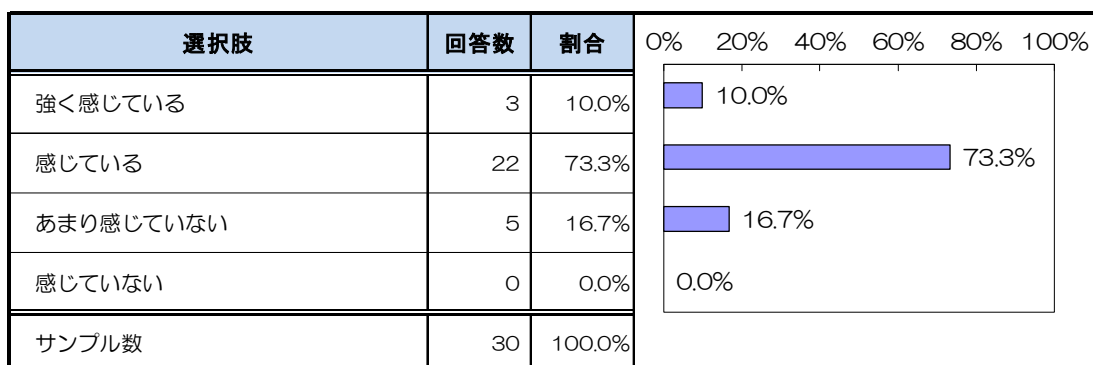
本町の民生委員・児童委員、主任児童委員を対象とし、直接配布回収を行い、30人の方から回答がありました。

### (2) 調査結果（抜粋）

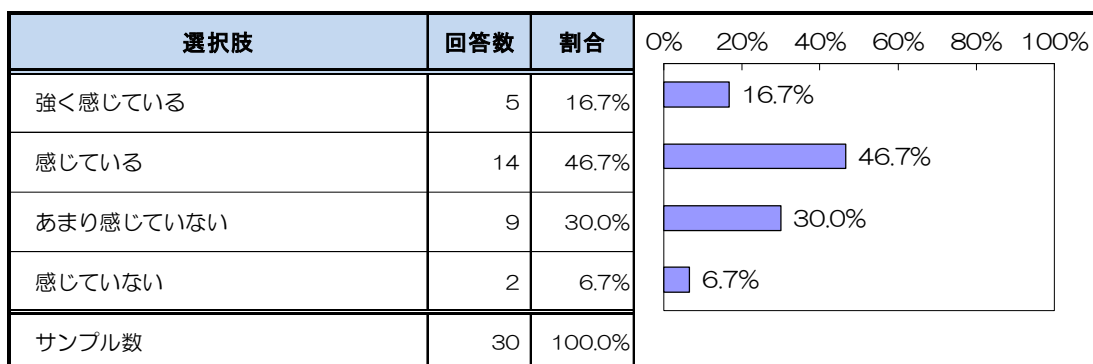
#### ① 活動についてのやりがいや負担感

8割以上の方がやりがいを感じている一方、6割以上の方が負担感を感じています。

#### 【やりがい】

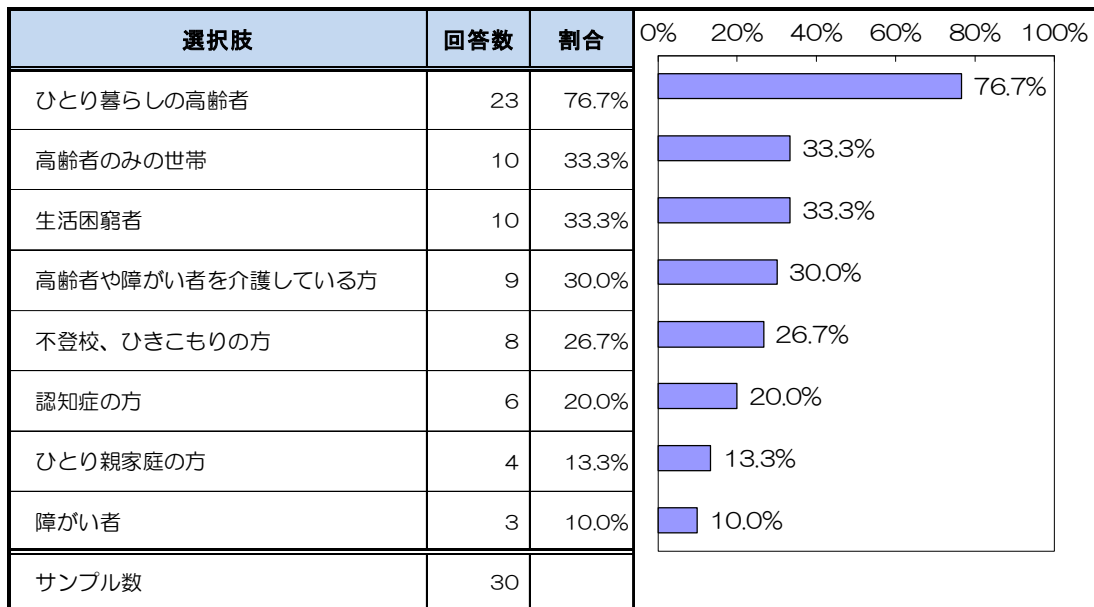


#### 【負担感】



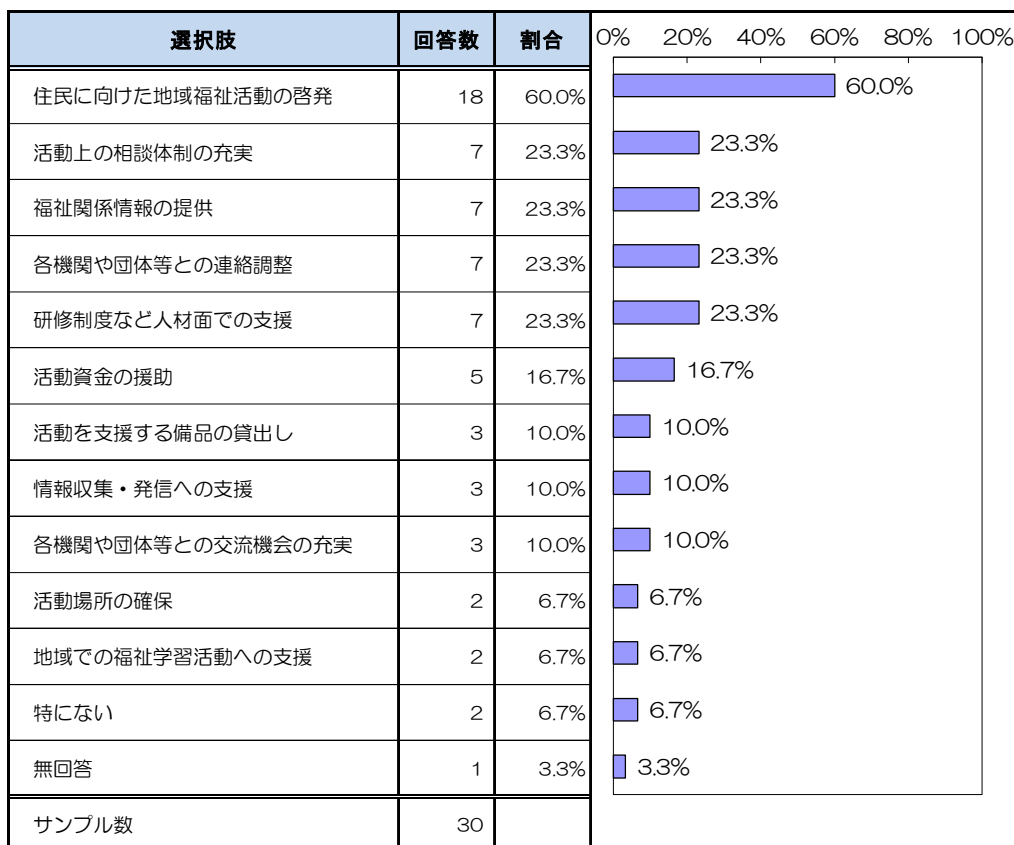
② 地域の中で特に支援が必要と思われる人（3つ以内で○）

「ひとり暮らしの高齢者」（76.7%）が最も多く、次いで「高齢者のみの世帯」（33.3%）、「生活困窮者」（33.3%）などとなっています。



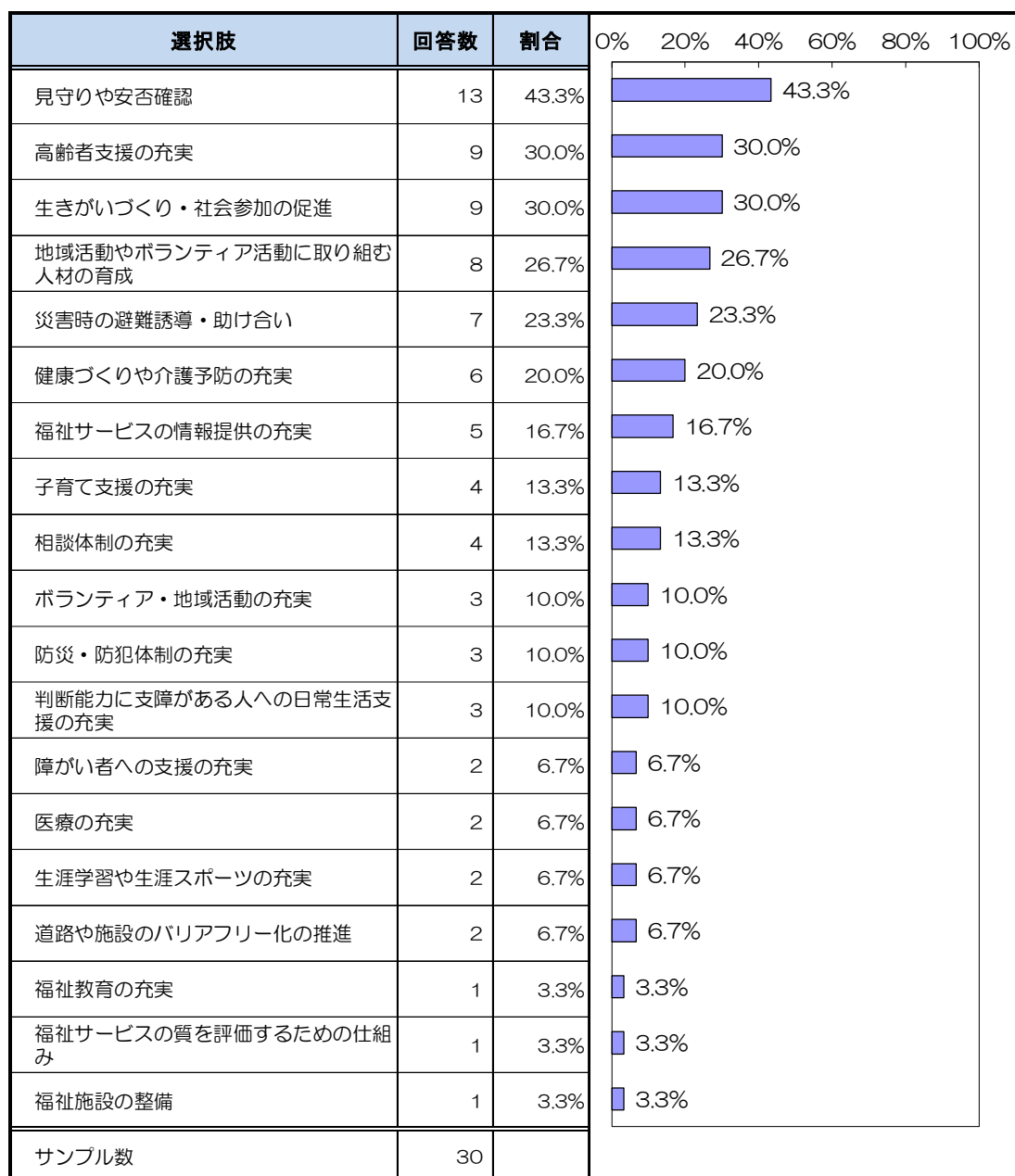
③ 地域福祉活動を推進していく上で、川南町に期待すること（3つ以内で○）

「住民に向けた地域福祉活動の啓発」（60.0%）が最も多くなっています。



## ④ 安心して暮らすために重要なこと（3つ以内で○）

「見守りや安否確認」（43.3%）が最も多く、次いで「高齢者支援の充実」（30.0%）、「生きがいつくり・社会参加の促進」（30.0%）などとなっています。



⑤ 福祉のまちづくりを推進するために必要なこと（自由意見）

主な意見
移動手段のない高齢者の買い物支援。
行政機関、福祉団体、各種地域団体と町民が連携できること。そのためには推進機関と拠点の整備が必要。
近年、様々な生活課題を抱える人が多くなってきたように感じる。自治公民館を中心として生活課題を解決していくような組織が必要。
子どもから高齢者までたくさんの人が参加できる交流の場を増やす。
地域で支え合う福祉づくりのために、振興班に全町民の加入を強力に勧めるとともに振興班を核にした自助、共助意識を醸成していくことが大切。
具体的な事業を担う人材育成が必要。
昔の様なご近所付き合いが今はない。民生委員も以前の委員のように高齢者宅を訪問せず、相手からの要望があった時に対応するのが現状。昔の様に近所付き合いがあれば関係が築けるが、今は問題の多い世の中だから声を掛けて良いか迷う時がある。これを解決するには、やはり、昔の様なご近所付き合いをすることが一番であると思う。このことで住民同士のコミュニケーションもでき、お互いの生活状況も理解することができる。

## 第3章 第2期計画の実施状況及び今後の方向性

第2期計画では「だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の基本理念の下、3つの基本目標を定め具体的事業・取組を推進してきました。

基本目標ごとの実施状況は以下のとおりです。

### 1 だれもが「安心した生活」ができるまちづくりを目指して

だれもが必要な福祉サービスが利用できるよう、福祉に関する情報の提供や相談体制・サービスの整備に努めました。

#### 【関連事業・取組の実施状況】

総合相談支援事業				
概要	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるように、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度につなぐ支援を行っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
対応件数	4,579件	5,066件	4,437件	3,652件
実人数	731人	878人	921人	835人

権利擁護事業				
概要	高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を行っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
活用促進	1件	4件	3件	10件
措置の支援	3件	0件	0件	1件
高齢者虐待への対応	3件	2件	4件	6件
消費者被害防止	0件	0件	3件	2件
合計	7件	6件	10件	19件

成年後見制度利用支援事業				
概要	高齢者の権利・財産の保護のため、高齢者の親族等に成年後見制度の説明を行っています。高齢者の状況によっては、町の担当部局に報告し、町長申立てにつなげています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
市町村申立て件数	1件	3件	4件	7件
相談者申立て件数	1件	0件	1件	3件
合計	2件	3件	5件	10件

地域ケア会議（個別ケア会議）				
概要	支援困難事例の個別ケア会議を随時開催し、担当介護支援専門員に対する的確な助言を行うほか、地域課題の発見及び政策提言を行います。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
開催回数	7回	2回	4回	2回

乳児家庭全戸訪問事業				
概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
年間実人数	82人	41人	89人	84人

発達相談事業				
概要	就学前の乳児健診等で発育、発達に不安があると思われる幼児とその保護者に対し、臨床心理士・言語聴覚士等による相談、訓練、指導を実施する事業です。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
発達相談延べ人数	30人	23人	31人	35人
言語訓練延べ人数	162人	196人	173人	248人

川南町要保護児童対策地域協議会の充実				
概要	年1回の代表者会議と4回の実務者会議を開催しており、協議会の充実を目指しています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
代表者会議開催数	1回	1回	1回	1回
実務者会議開催数	4回	4回	4回	4回

民生委員児童委員の活動				
概要	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。			
分野別相談・支援件数				
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
高齢者関連	164件	165件	111件	117件
障がい関連	27件	16件	58件	8件
子ども関連	94件	62件	71件	41件
その他	115件	129件	126件	152件
合計	400件	372件	366件	318件
訪問回数・活動日数				
訪問回数	915回	990回	497回	518回
活動日数	2,396日	2,196日	1,845日	1,806日

ひとり暮らし高齢者実態把握事業				
概要	民生委員・児童委員の協力による「ひとり暮らし高齢者の実態把握」を行い、ひとり暮らし高齢者台帳を作成し、孤立の防止及び災害時の避難活動を支援しています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
ひとり暮らし高齢者人数	638人	722人	554人	592人

社会福祉大会事業				
概要	社会福祉に寄与し特にその功績が顕著である人を表彰するとともに、著名人による福祉講演を行うことで、町民の福祉意識の高揚を図っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
参加者数	370人	360人	314人	296人

地域福祉ネットワーク事業				
概要	コミュニティソーシャルワーカーを配置し、制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスへのつなぎ、各種福祉サービスの利用申請支援等を行っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
C SW配置数	1人	1人	1人	1人

## 2 だれもが「暮らしやすい」まちづくりを目指して

だれもが地域において、協力し合い、様々な生活課題や福祉課題を共有し、積極的な福祉活動を実践できるよう推進体制に努めました。

### 【関連事業・取組の実施状況】

保護司				
概要	保護司法及び更生保護法に基づき、法務大臣により任命される非常勤一般職の国家公務員であり、犯罪や非行に陥った人の更生及び犯罪予防活動を行っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
配置人数	9人	9人	9人	9人

障害者福祉協議会				
概要	障がい者やその家族により構成されている団体であり、会員相互の協力により障がい者の福祉向上のための様々な活動を行っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
団体数	4団体	4団体	4団体	4団体

日中一時支援事業				
概要	障がい者（児）を一時的に預かることにより、障がい者等の日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息、社会に適應するための訓練等を行う事業です。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
年間実利用者	20人	25人	17人	17人
年間利用回数	1,574回	1,577回	1,338回	663回

緊急通報システム事業				
概要	ひとり暮らし高齢者や重度障がい者の世帯など、見守りが必要な世帯に対して機器を貸し出し、コールセンターで緊急時の対応や相談に応じってもらう事業で、町が低料金での機器の賃貸を支援しています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
利用世帯数	17世帯	16世帯	19世帯	18世帯



放課後児童健全育成事業				
概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童を対象として、安心して子育てできる環境を提供する事業です。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
登録児童数 (5/1 現在)	118人	161人	186人	197人

放課後子供教室推進事業				
概要	小学生3年生から6年生までを対象に毎週水曜日の放課後に実施し、様々な体験活動を行う事業です。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
登録児童数	74人	64人	69人	81人

交通安全啓発事業（通学時の街頭指導）				
概要	地域、各種団体等と連携して、交通弱者に対する安全教育の強化を図り、交通事故のない地域を目指しています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
年間実施回数	24回	24回	24回	24回

SOSネットワークの加入促進				
概要	高鍋警察署からの防犯情報等を、希望した町民に配信し情報共有を図ることで、町民の防犯意識の醸成を図り、安全・安心な町づくりを図っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
登録者数	550人	550人	396人	598人

自主防災組織				
概要	自立した地域防災組織の確立を促進するため、各地域の自主防災組織の結成に関する支援を行っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
設置数	1か所	1か所	2か所	3か所

おたっしや会食会（ひとり暮らし高齢者食事会）				
概要	70歳以上のひとり暮らし高齢者を会食会に招待し、孤独感の解消とふれあいの場づくりを図っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
参加人数	69人	93人	78人	94人

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）				
概要	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類などの預かりサービスを複合的に行う事により、その方の権利擁護に資する事を目的に実施しています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
利用者数	19人	15人	18人	13人

生活福祉資金貸付事業（宮崎県社会福祉協議会実施事業）				
概要	低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、県社会福祉協議会が必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ必要な援助、指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意識の助長促進、加えて在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に実施しています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
相談件数	37件	13件	13件	14件

たすけあい福祉サービス事業（川南町社会福祉協議会単独事業）				
概要	公的な福祉サービスだけでは対応しきれない高齢者、障がい者等に対して、様々な福祉サービスを提供する事により、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉、在宅福祉の推進を図ることを目的として実施しています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
年間延べ利用件数	25件	52件	24件	18件
年間延べ利用時間	77時間	124時間	60時間	28時間

### 3 だれもが「ふれあいとやすらぎ」を感じるまちづくりを目指して

だれもが心身の状況に応じ、地域社会との交流が図れるよう地域福祉活動への参加、協力を促進し、身近なところでふれあうことができる地域づくりに努めました。

#### 【関連事業・取組の実施状況】

長寿会				
概要	本町では20か所の長寿会を設置しています。各長寿会の会長が一堂に会する組織として長寿会連合会があります。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
設置数	20か所	20か所	20か所	20か所

地域子育て支援拠点事業				
概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
年間実利用者数	2,349人	3,619人	2,798人	2,486人

認知症サポーター養成講座				
概要	認知症に対する正しい知識を持った方（認知症サポーター）を養成するための養成講座を開催しています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
実施回数	1回	6回	7回	6回
受講人数	30人	144人	210人	161人

傾聴ボランティア派遣事業				
概要	心の悩み若しくは苦しみを抱えている町内に居住する高齢者等に対し、心のケアを図るため傾聴の技術を身に付けた傾聴ボランティアを派遣しています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
延べ派遣件数	40件	87件	81件	40件

ボランティア養成事業				
概要	「傾聴ボランティア」、「手話奉仕員」、「音声訳ボランティア」の養成講座を開催し、各ボランティアを養成することにより、ボランティア団体の構成員不足の解消を図っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
傾聴ボランティア養成講座受講者数	37人	14人	11人	16人
音声訳ボランティア養成講座修了者数	11人	7人	7人	10人
手話通訳者養成講座修了者数		4人		8人

地域ふれあいサービス事業				
概要	地域住民主体によるふれあい活動（サロン活動）に対し、活動資金の助成などを行っています。			
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
実施地区数	25地区	25地区	25地区	25地区
延べ開催回数	248回	253回	253回	241回
延べ利用者数	3,396人	3,457人	3,343人	3,141人
うち協力者数	944人	965人	970人	965人

民生委員児童委員の活動（再掲）				
概要	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。			
分野別相談・支援件数				
実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
高齢者関連	164件	165件	111件	117件
障がい関連	27件	16件	58件	8件
子ども関連	94件	62件	71件	41件
その他	115件	129件	126件	152件
合計	400件	372件	366件	318件
訪問回数・活動日数				
訪問回数	915回	990回	497回	518回
活動日数	2,396日	2,196日	1,845日	1,806日

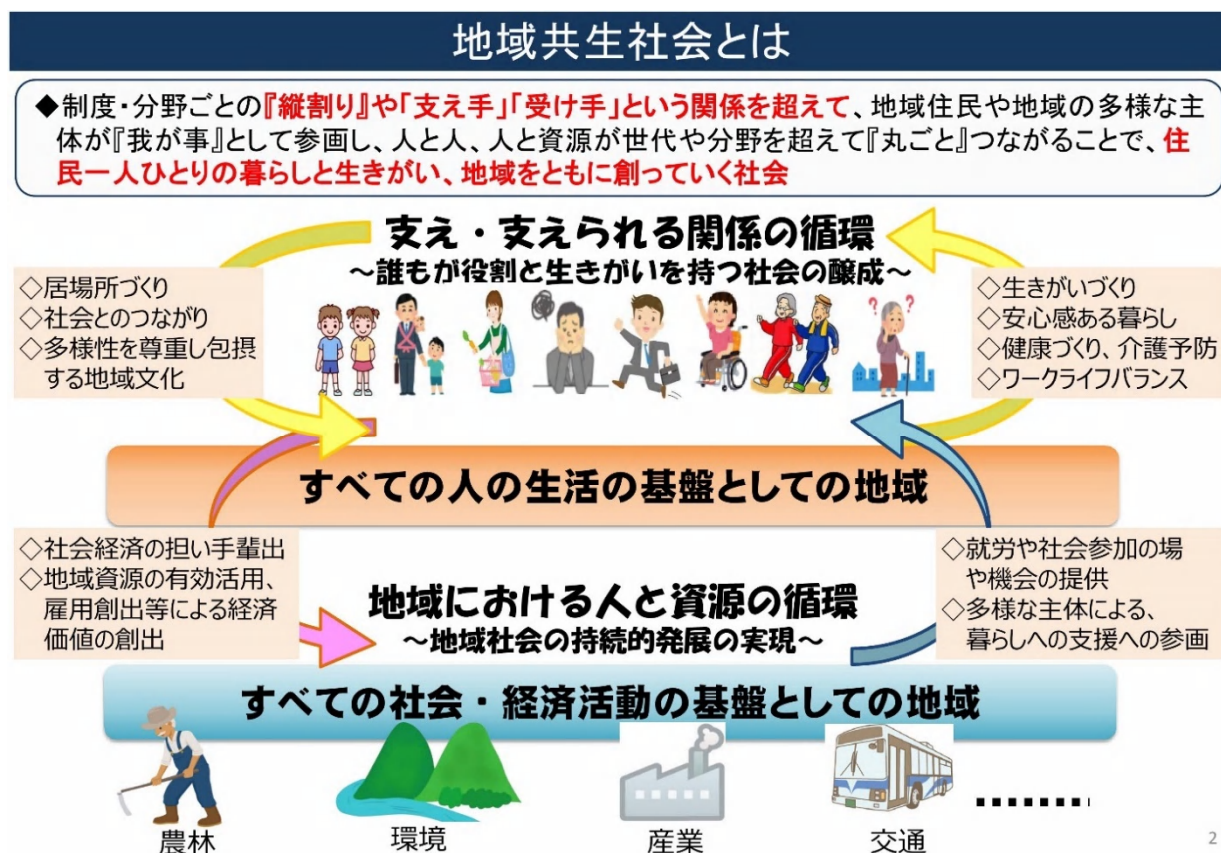
## 4 今後の方向性

### (1) 地域共生社会の実現

本町では、少子高齢化の進展に伴う人口減少が進んでいます。令和2年の総人口15,293人、高齢化率35.5%（住民基本台帳）が、令和22年には総人口は10,896人、高齢化率は45.1%（国立社会保障・人口問題研究所）になると推測されています。このような状況下で、本町では核家族化の進行や高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進み、家族内又は地域内の支援力が低下しているという状況があります。

しかしながら、身近な地域の課題解決のためには、住民同士がつながり合い、支え合うことが重要となります。

そのためには制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく共生社会の実現に向けた様々な取組を推進していくことが必要です。



出典：厚生労働省資料

(2) 断らない包括的な支援体制の構築

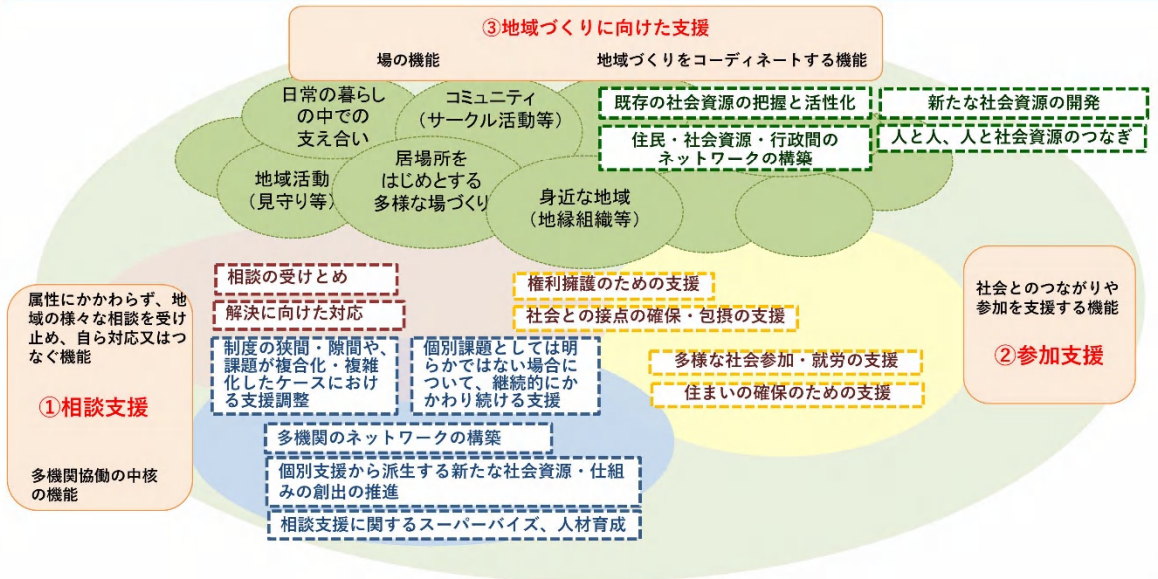
これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児が同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。また、ひきこもりやサービス利用拒否等の制度の狭間にあり支援が行き届いていない人への対応が求められています。

本町においても分野横断的な支援体制構築が必要な生活困窮者への対応や経済的若しくは精神的困窮にあり支援を必要としている子どもや家庭に気づき、地域で見守り、専門機関につなげる体制づくりが必要となっています。

今後は、住民や地域からの相談を一元的に受け止め、関係機関等と連携し、適切な専門機関等に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる相談支援体制及びそれを支える関係機関等との連携体制の構築に取り組んでいく必要があります。

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
  - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
  - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
  - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



出典：厚生労働省資料

### (3) 地区防災力の強化

本町では、平成27年3月に町の災害対策において、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るとともに、災害時においては、町と宮崎県などの防災関係機関と連携して、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として「川南町地域防災計画」を策定しました。また、平成28年3月に災害が発生したときに身を守るための手順を住民向けに周知するため「災害時に手助けが必要な人のための防災行動マニュアル」を作成しました。さらに、津波被害想定箇所、身の回りの危険箇所及び避難場所の確認のためのハザードマップの作成や防災情報メールの発信など防災に関する様々な取組を推進しています。

しかしながら、町民アンケート調査結果では、災害に対する備えを「十分している」若しくは「ある程度している」と回答した割合は約4割にとどまっています。

今後は、地域防災計画に基づいた行政の防災体制の充実とともに、地域住民の防災意識の向上や地区防災組織の推進を図る必要があります。地域を把握し地域の実情に合わせた備えを促し、あらゆる災害にも対応した官民一体となった防災体制の構築を図ります。

## 自主防災組織の活動

### 【平常時】

- ・ 防災知識の普及
- ・ 地域の災害危険箇所の把握
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 火気使用設備器具等の点検
- ・ 防災資機材の備蓄と整理・点検

### 【災害発生時】

- ・ 災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・ 出火防止と初期消火
- ・ 避難誘導
- ・ 被災住民の救出・救護
- ・ 給食・給水



## 第4章 基本理念・基本目標等

### 1 基本理念

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになって、身近な人とつながり合いながら、社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、少子高齢化の進行や住民同士のつながりの希薄化により増えていく、地域での多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、今後は、高齢者、障がい者、子どもを含む全ての町民が、それぞれの役割を持って地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを推進していくことが必要です。

そのため、本計画の基本理念を第2期計画から継承し次のように定めます。

#### 【基本理念】

だれもが安心して暮らすことができる  
福祉のまちづくり

### 2 基本目標

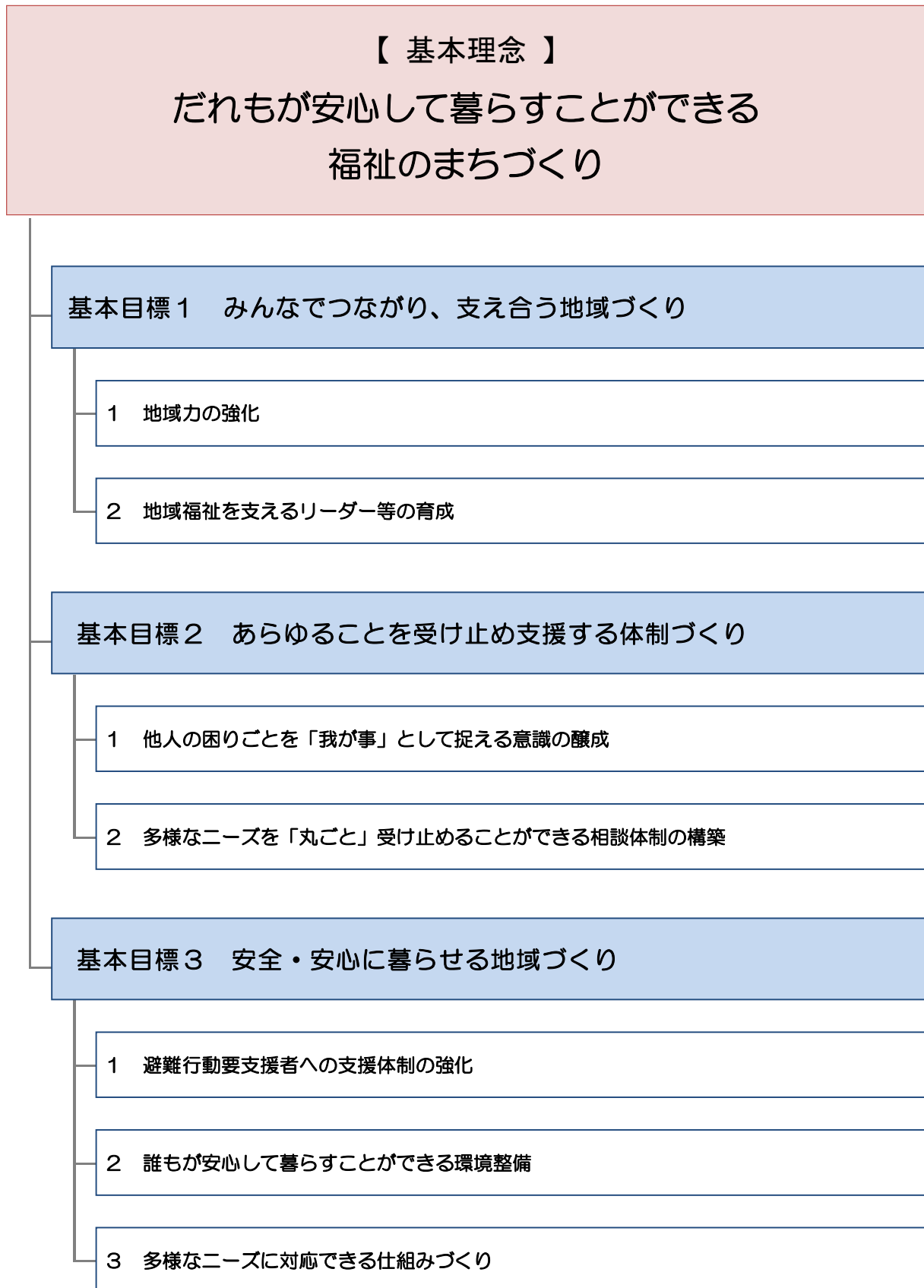
基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

#### 【基本目標】

- 1 みんなでつながり、支え合う地域づくり
- 2 あらゆることを受け止め支援する体制づくり
- 3 安全・安心に暮らせる地域づくり



### 3 施策の体系

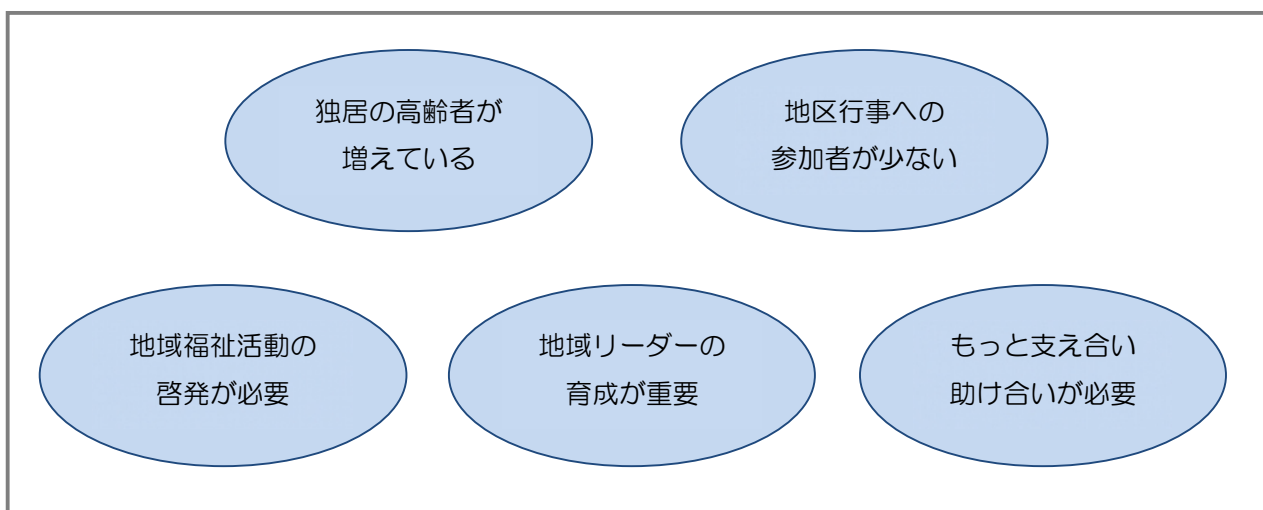


## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 みんなでつながり、支え合う地域づくり

様々な要因による社会的孤立を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、住民主役のまちづくりの推進を図るとともに、地域福祉を支えるリーダーの育成に努めます。

#### 【主な課題】



#### 【今後の方向性】

### 1 地域力の強化

地域福祉を町全体で推進していくためには、地域活動団体やボランティア団体同士の連携、関係機関、専門職等の各種ネットワークを連動させる必要があることから、各種計画で定める圏域、校区など、町民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能な圏域との整合性を図り、各地域の課題を発見・共有し、地域資源を生かしながら課題解決に取り組むことができる包括的な支援力の構築を図ります。

そのためには、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える人など、見守りを必要とする人を地域で見守り、支えていく必要があることから、町民や地域団体、社会福祉協議会等と連携・協力し、分野横断的な対応を図ることができるよう、地域力を強化します。

### (1) 住民主役のまちづくりの推進

本町では平成26年度に自治公民館制度を発足し、全ての町民を自治公民館の会員にすることで、地域活動に参加しやすい環境を整えています。また、自主防災活動や見守り活動など、自治公民館を核とした活動の強化・充実を通じて地域の絆の形成を図っています。

地域福祉の推進を図るためには、地域づくりと一体的に行うことが必要なことから、更なる住民主役のまちづくりを推進します。

### (2) 地域関係者・関係団体等との連携強化

複雑化・多様化する福祉ニーズに対して、地域団体や関係機関等が情報共有、ケース検討、サービス調整などの連携を図り、ネットワークを形成できる場づくりを支援します。

また、高齢者や障がい者、子ども、ひとり親家庭など、分野を越えた連携体制を目指すなど、包括的な支援力の強化を図ります。

## 2 地域福祉を支えるリーダー等の育成

地区役員や民生委員児童委員・主任児童委員、ボランティア・NPO等、各種地域組織は地域活動を推進する上で重要な役割を担っていることから、今後も連携の強化を図ります。

また、地域課題を発見し、地域での共有・活動を支える地域福祉のリーダーを担う人材の育成や活動支援に努めます。

### (1) 地域活動団体等への支援

地区役員や民生委員児童委員・主任児童委員、ボランティア・NPO等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて取り組むことができるよう支援します。

### (2) 地域リーダーの育成と活動支援

各種団体と連携し地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。

また、各分野のリーダーの人材育成及び活動支援を継続して行います。

### (3) ボランティア等の育成と活動支援

ボランティア活動を広く町民に広報するとともに、福祉に関する講座等の受講者に対し、ボランティアに関する情報や活動の場を提供するなど、受講後の支援を行います。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等への支援環境の充実を図ります。

#### 【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
地域自治支援事業	自治公民館活動の参加促進のため、新たな取組に向けた支援を行い、地域見守り活動を通し、自助・共助の意識啓発を図る。	まちづくり課
コミュニティ施設整備事業	自治活動や住民の福祉を増進するための施設として、各校區に配置しているコミュニティ施設の整備の充実を図る。	まちづくり課
子ども会育成支援事業	子ども会、ボランティア活動、世代を超えた交流活動などの情報提供を行い、地域活動への子どもたちの積極的な参画を図り、地域の良さや課題にふれ、地域の一員として地域の課題解決に取り組む意識を高める。	教育課
Team Kawaminami 学びのネットワークづくり事業（地域学校協働本部事業）	豊かな教育資源や人材をもつ地域が、多方面から学校の児童生徒の教育活動を支える仕組みを構築することで、児童生徒に社会を実感させるとともに、地域づくりと活力あるコミュニティの形成に寄与する。	教育課
長寿会	各長寿会及び長寿会連合会が、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防・友愛訪問（声かけ運動）等の活動、環境美化活動、ボランティア活動等に取り組む。	福祉課
地域福祉推進会議	様々な地域ニーズを解決するため、地域の関係者等を招集し新たなサービスの構築などを協議する。	社会福祉協議会
社会福祉大会事業	社会福祉に寄与し、特にその功績が顕著であった方を表彰するとともに、福祉講演を行うことで、町民の福祉意識の高揚を図る。	社会福祉協議会
地域福祉ネットワーク事業	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスにつなぎ福祉サービスの利用支援を行う。	社会福祉協議会
地域ふれあいサービス事業	地域住民主体のふれあい活動（サロン活動）に対し、活動資金の助成やレクリエーションの支援を行う。	社会福祉協議会
ボランティア養成事業	各種ボランティアの養成講座を開催し、ボランティア団体の育成支援を行う。	社会福祉協議会
社会福祉推進校事業	町内の小中学校の児童、生徒に福祉への理解と関心を高めってもらうことを目的に、それぞれの学校の実情に合わせて福祉に関する事業や体験活動等を実施してもらうための助成金を交付する。	社会福祉協議会
小学生サマー福祉体験事業	夏休み期間中、小学生高学年（4～6年）を対象に、福祉体験事業を行い、福祉に対する理解を深め福祉に関するリーダー的な役割を担う児童の育成を図る。	社会福祉協議会

## 【実施計画】

実施主体	実施内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 率先して声を掛けたり、笑顔であいさつをします。</li> <li>・ 地域の行事やボランティア活動に積極的に参加します。</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域全体であいさつや声掛けに心掛けます。</li> <li>・ より多くの方が参加できるように、地域行事の実施内容を検討します。</li> <li>・ 様々な機会を通じて、住民向けにボランティア活動への参加を呼びかけます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治公民館や地域の団体や企業、学校など全ての社会資源との連携を強化し、地域住民が主体となった地域福祉活動を推進します。</li> <li>・ 福祉に関するイベントの開催や地域の行事を活用し、各団体が交流できる場を提供します。</li> <li>・ 地域住民が交流する機会や地域住民とともに課題解決に向けた取組を考える機会をつくります。</li> <li>・ 子どもの頃から地域や福祉に関わる機会をつくるため、関係機関と連携しながら福祉教育を学校や地域で実施します。</li> <li>・ ボランティアの育成およびボランティア活動の拡充を図ります。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治公民館活動に対して、活動支援のための財政的支援を行います。</li> <li>・ 自治公民館長に対して研修機会や交流の場を作り、住民主役のまちづくりを支援します。</li> <li>・ ボランティア育成や専門学校卒業者などに対する地元での就職など、福祉を支える人材を確保するための支援を行います。</li> <li>・ 地区における健康づくりや見守りなどの健康・福祉の担い手として、高齢者による地区内シルバーボランティア活動に対して、組織化や活動への支援の充実を図ります。</li> </ul>

【基本目標1 評価指標】

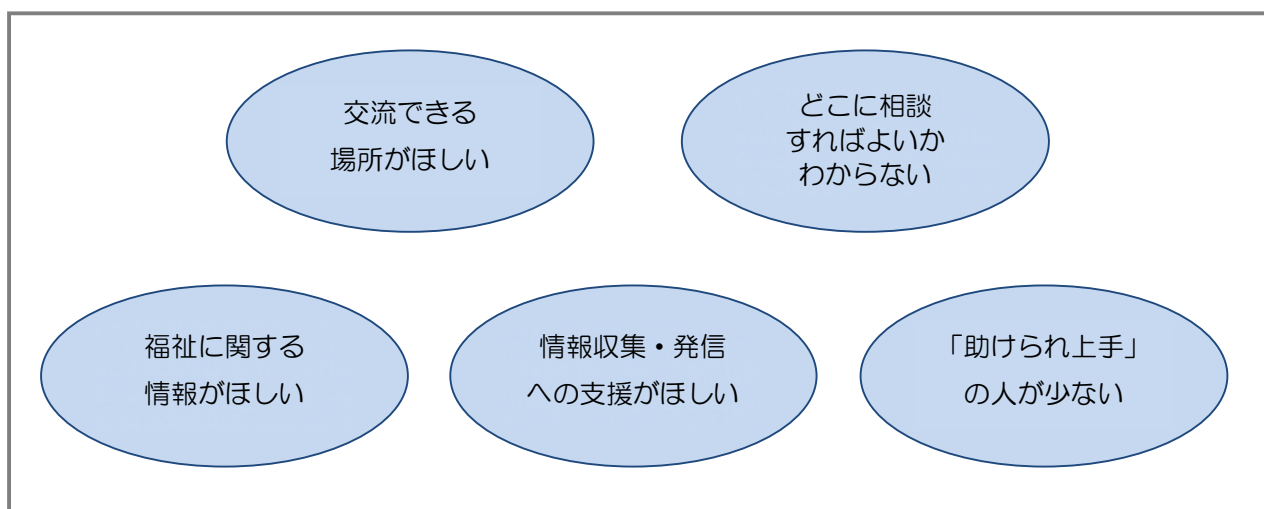
項目	現状	中間目標 (R5年度)	目標 (R7年度)	対象事業等
地域のつながりが「強い」若しくは「少し強い」と回答した人の割合	40.5%	-	増加	町民調査
助け合いや支える地域の範囲を「自治公民館程度」と回答した人の割合	9.5%	-	増加	町民調査
ボランティア養成講座受講者数	34人/年	40人/年	45人/年	ボランティア養成事業
広報誌発行回数	4回/年 4回/年 1回/年	4回/年 4回/年 1回/年	6回/年 4回/年 1回/年	社協だより 包括だより ボランティア 広報誌
見守りネットワーク協力機関数	未構築	27事業所	30事業所	地域福祉推進会議
百歳体操サポーター数	107人	137人	157人	地域介護予防活動支援事業

## 基本目標2 あらゆることを受け止め支援する体制づくり

地域での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談体制を整えていきます。また、制度の狭間等の課題に対応する包括的な相談支援体制の構築に向けて今後検討を進めていきます。

また、住民の方に地域における当事者意識を持ってもらうため、身近な地域の福祉に関する情報提供や担い手の育成等を行います。

### 【主な課題】



### 【今後の方向性】

#### 1 他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成

他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成を図るためには、住民が身近な地域に関心を持つことが重要な要素となることから、適切かつ効果的な情報発信等に努めます。また、交流活動等の充実や福祉教育の推進、担い手の育成を行います。

##### (1) 身近な地域の福祉に関する情報提供・情報共有

地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報紙やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く住民に周知します。

また、様々な機会を捉え、住民に身近な地域の人口の推移や高齢化率の推移など福祉に関する情報提供を行い、地域における当事者意識の醸成を図ります。

**(2) 交流活動等の充実**

地域課題の把握については、地域における問題を身近なものであると理解し、より多くの人々が地域の活動に参加し、支援・協力する機運をつくる必要があることから、気軽に集える機会の創出や交流活動等の充実を図ります。

**(3) 地域福祉に関する意識の醸成**

地域・行政・社会福祉協議会が連携し、偏見や差別などをなくしていくための啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ります。

また、助け合い・支え合う地域づくりは、子どもから大人まで全ての住民一人一人の心の中に、相手を尊重し助け合い・支え合う福祉の心を育てていることが大切となります。今後もボランティア養成講座や各種体験事業などの充実に取り組むとともに、子どもたちを対象とした福祉教育の推進に努めます。

**(4) 地域福祉を支える担い手の育成**

地域福祉を推進していく上で、担い手となる人材の確保は重要なものとなります。

あまり地域活動に参加できない人が参加しやすくするための機会づくりなど「地域活動を担う人材が育つ環境づくり」や、様々な能力や特技、知識や経験を蓄積している地域の人たちを発掘し地域活動で活躍してもらう「地域活動を推進する人材の発掘」を行っていきます。

**2 多様なニーズを「丸ごと」受け止めることができる相談体制の構築**

複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の組織の協力を得るための調整を中心的に担うことが求められます。

現在、本町では様々な相談支援体制が整備されています。今後はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みを検討していきます。

**(1) 地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくり**

役場内の相談窓口や地域包括支援センター、子育て支援センター等と連携し、住民からの相談に適切に対応できる相談体制を構築するとともに、相談に応じる職員の資質の向上や関係機関・団体等との連携を強化するなど、相談に関する機能及び対応の充実を図ります。また、令和4年度から供用開始される総合福祉センターにおいて、相談しやすい環境づくりに努めます。



(2) 関係機関・関係団体等との連携による地域生活課題の早期把握

地域生活課題を早期に把握するため、民生委員児童委員・主任児童委員等による相談活動の支援及び情報の共有化を図ります。

また、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等と連携を図りながら、関係者のネットワーク化や地域支援ニーズとサービス提供者のマッチングなど、人と情報、サービスがつながる関係を目指し、支援を求める人に必要な支援を円滑に行うことができる仕組みづくりを推進します。

(3) 重層的支援体制の構築

支援につながりにくい生活課題のある人や家族、社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、制度や組織の枠組みを越え、問題解決に向けた支援を行うことができるよう、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制の構築に努めます。

【重層的支援体制 イメージ】

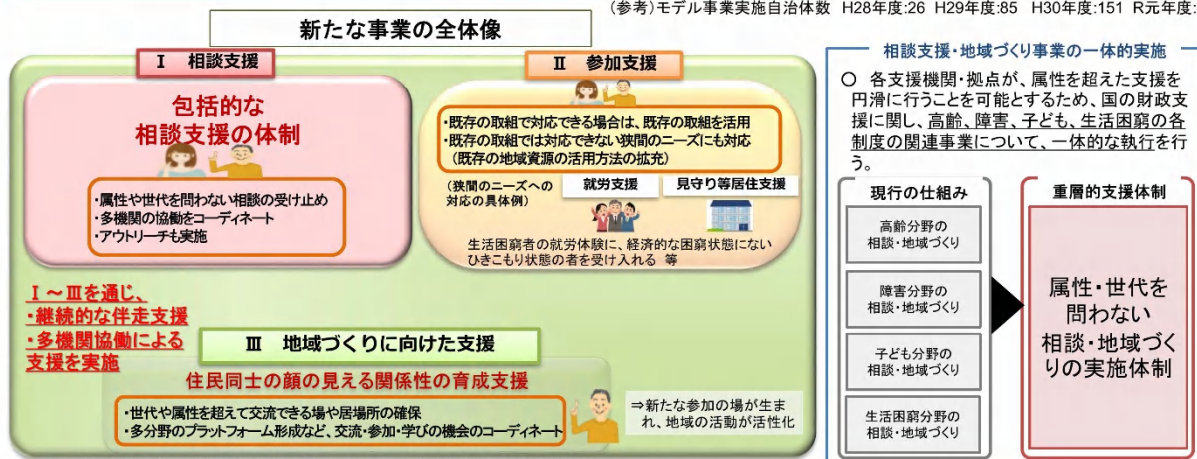
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(9050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省資料

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
総合相談支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域におけるネットワークの構築、初期段階の相談対応、専門的・継続的な相談支援を行う。	福祉課 (地域包括支援センター)
地域ケア会議	高齢者等の多様なニーズに対し、保健、医療及び福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるように、地域における社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討する。	福祉課 (地域包括支援センター)
障害者相談支援事業	障がい者等が障がい福祉サービス等を利用しつつ、能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援を実施する。	福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や保育士が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	福祉課 町民健康課
発達相談事業	就学前の乳幼児健診等で発育や発達に不安があると思われる幼児とその保護者に対し、保健師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士等による相談、訓練、指導を行う。	町民健康課
地域福祉ネットワーク事業(再掲)	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスにつなぎ福祉サービスの利用支援を行う。	社会福祉協議会
地域ふれあいサービス事業(再掲)	地域住民主体のふれあい活動(サロン活動)に対し、活動資金の助成やレクリエーションの支援を行う。	社会福祉協議会
ボランティア養成事業(再掲)	各種ボランティアの養成講座を開催し、ボランティア団体の育成支援を行う。	社会福祉協議会
生活支援体制整備事業	高齢者を地域で支え合う地域づくり、たすけあい活動の推進を図る。	社会福祉協議会
見守りネットワーク事業	町民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、一人暮らし高齢者や障がいのある方を対象に地域全体で見守りを行うネットワークを構築する。	社会福祉協議会
社会福祉法人連携事業	多様化・深刻化する福祉課題の解決に向けて町内の社会福祉法人等が課題を共有し、連携・協働して実施可能な公益的な取組を行う。	社会福祉協議会
社会福祉推進校事業(再掲)	町内の小中学校の児童、生徒に福祉への理解と関心を高めようことを目的に、それぞれの学校の実情に合わせて福祉に関する事業や体験活動等を実施してもらうための助成金を交付する。	社会福祉協議会
小学生サマー福祉体験事業(再掲)	夏休み期間中、小学生高学年(4～6年)を対象に、福祉体験事業を行い、福祉に対する理解を深め福祉に関するリーダー的な役割を担う児童の育成を図る。	社会福祉協議会

## 【実施計画】

実施主体	実施内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者や障がい者、子どもなどの状況について理解を深めます。</li> <li>・福祉教育に関する講習や研修等に積極的に参加します。</li> <li>・困っている人を見て見ぬふりをせず、「我が事」として問題解決に努めます。</li> <li>・自分で解決出来ない困り事は、御近所に手助けを求めるなど「助けられ上手」になるようにします。</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の状況や課題を共有し、解決策を検討します。</li> <li>・地域の関係団体や関係機関との連携を強化します。</li> <li>・困っている人の相談に乗ったり、関係機関につなぐように努めます。</li> <li>・地域活動の困り事は、必要に応じて行政や社会福祉協議会に相談します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティソーシャルワーカーによる制度の狭間にある人からの相談への対応、必要なサービスへのつなぎ、各種福祉サービスの利用申請支援などを引き続き実施します。</li> <li>・相談に関する情報を地域へ発信するとともに、地域住民に向けた相談に関する研修会等を実施します。</li> <li>・地域では解決が難しい生活課題について、多職種・他機関と連携して解決を図る体制を推進します。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域の福祉に関する様々な情報提供を行います。</li> <li>・担い手育成のため、定期的な福祉リーダー研修の実施を検討します。</li> <li>・教育機関と連携し、子どもたちが地域福祉活動へ関わる機会の充実を図ります。</li> <li>・妊娠や出産、子育て、健康、介護、障がい、生活困窮など、年齢やその状態により区分することなく相談できる体制の整備を図ります。</li> <li>・支援を必要としているにもかかわらず、現状では適切なサービスを受けることができない人も対象とした相談体制の整備を図ります。</li> <li>・既存の相談窓口の連携を強化し、町全体として包括的相談支援体制を推進します。</li> <li>・支援を必要としている本人のニーズを起点とした相談支援体制を推進します。</li> </ul>

【基本目標2 評価指標】

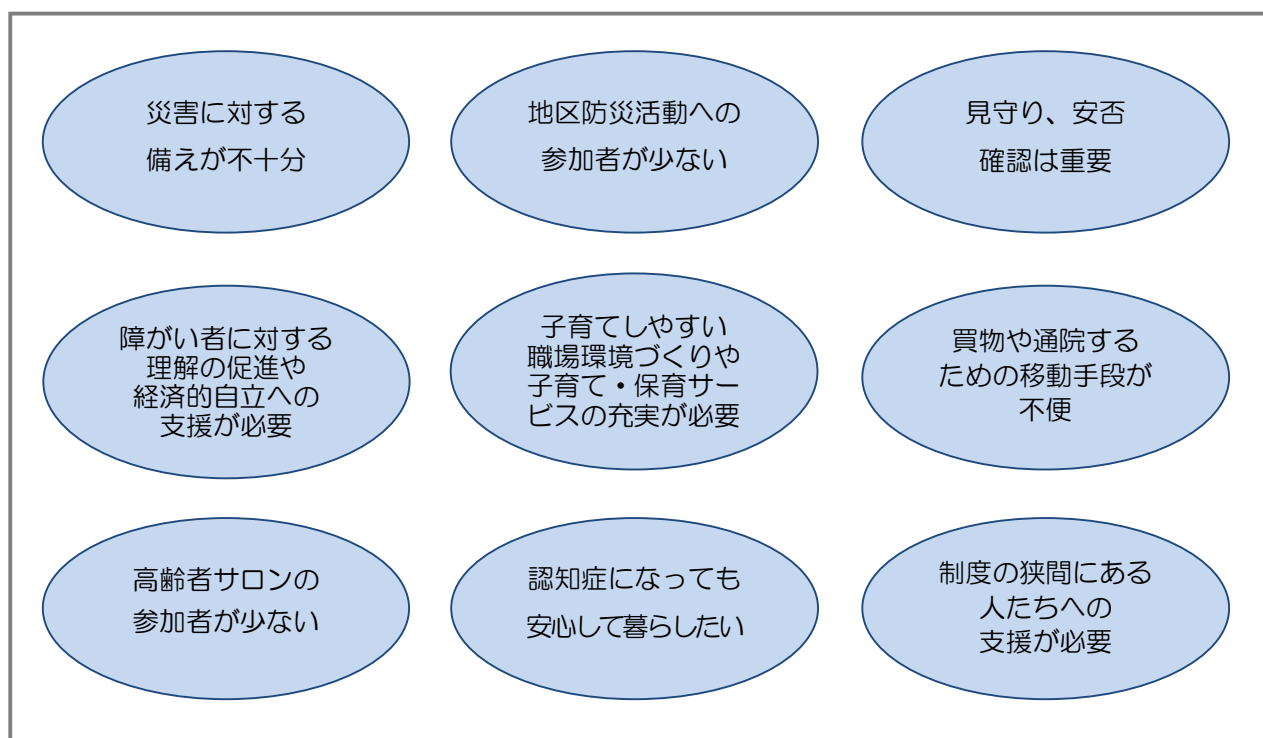
項目	現状	中間目標 (R5年度)	目標 (R7年度)	対象事業等
広報紙やホームページ、SNS を活用した地域で実践されている福祉活動の周知	広報誌 年4回 SNS 年12回	広報誌 年4回 SNS 年24回	広報誌 年6回 SNS 年24回	地域福祉活動の広報 (福祉課、社会福祉協議会)
重層的支援体制整備事業の実施	未実施	実施	実施	重層的支援体制整備事業
総合相談件数	3,400件 3,652件	4,500件 4,000件	4,500件 4,300件	総合相談支援事業 地域福祉ネットワーク事業
百歳体操会場数	28箇所	31箇所	33箇所	生活支援体制整備事業

### 基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

住民の誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるように、災害時に備えた地域での防災力の強化を支援していきます。

また、より一層の地域での見守り活動を推進し、多様なニーズに対応できる支援体制の構築を図ります。

#### 【主な課題】



#### 【今後の方向性】

##### 1 避難行動要支援者への支援体制の強化

ひとり暮らし高齢者や障がい者などの要配慮者を把握し、地区役員や民生委員児童委員等と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図るとともに、避難時に支援を要する人の情報（避難行動要支援者名簿）を地域と共有し、日頃から支援体制を検討するなど、災害時における支援の仕組みづくりに努めます。

また、要配慮者の避難生活を支援するため、避難所等の福祉的配慮を推進します。

**(1) 災害時における要配慮者への支援対策の推進**

災害時に必要な支援を行えるよう、地域住民や地区役員、関係機関、自主防災組織、民生委員児童委員、消防機関等関係機関と協力し、災害時の情報提供体制や要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の育成等に取り組み、平常時から地域ぐるみでの連携の強化を推進します。

**(2) 地区防災力の強化**

地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識を醸成し、地域住民が協力して防災活動ができるような自主的な体制づくりを推進します。

また、地域での防災教育や避難訓練等の支援を行います。

**(3) 全ての人にやさしい避難所機能の充実**

高齢者や障がい者などをはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。また、高齢者や障がい者がバリアフリー、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所機能の充実を図ります。

**2 誰もが安心して暮らすことができる環境整備**

誰もが安心できる日常生活を送るためには、支援が必要な人に対して、適切なサービス提供・利用が進むよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・活用など、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

また、支援を必要とする人や世帯、虐待を早期に発見し対応するため、地域見守り活動のより一層の推進を図ります。

**(1) 権利擁護体制の充実**

判断能力の不十分な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、利用支援を行います。

また、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の窓口の充実を図るとともに、法人後見受任体制を構築し、成年後見制度の普及促進に努めます。

**(2) 虐待防止体制の充実**

子どもや高齢者、障がい者への虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている住民の権利を守り、民生委員児童委員・主任児童委員等の地域福祉関係者や福祉サービス事業所と連携を図りながら迅速に対応します。また、養護者に対する支援を行います。

### (3) 地域見守り活動の推進

高齢者や障がい者、子どもなど様々な事情により支援を必要とする人を早期に発見し、支援につなげる見守り体制の充実はとても重要です。今後も増加するひとり暮らし高齢者など、支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、声かけやあいさつなど日常的な見守りを含めたネットワークづくりのための地域見守り活動の推進を図ります。

### (4) 地域ぐるみによる防犯・安全対策の推進

警察や関係機関と連携し、防犯知識及び交通規則、交通マナーの啓発・普及に取り組むとともに、住民参加による自主的な防犯活動、交通事故防止活動等の促進を図ります

また、宮崎県が制定している「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての人が行きやすい道路環境の整備に努め、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。

## 3 多様なニーズに対応できる仕組みづくり

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった区別や支援を必要としている人を制度に当てはめるのではなく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるよう、本人の支援ニーズに寄り添った支援体制を構築し、多様なニーズに対応します。

### (1) 生活困窮者自立支援の推進

様々な支援機関や地域関係者と連携を深め、生活困窮者が制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりや地域の中における支え合いの取組を推進します。また、生活困窮者の自立に向け包括的な支援体制を構築し、自立相談支援機関において一人一人の課題や状況に応じた支援プランの策定を行い、対象者に寄り添った支援を実施します。

### (2) 自殺のないまちづくりの推進

平成31年3月に策定した「いのち支える川南町自殺対策行動計画」の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない川南町」の実現を目指し、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と本町の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、本町の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

**(3) 制度の狭間の課題への横断的支援の構築**

現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者や複合的な課題を抱える人に対しても必要な支援が行き届くよう、対象者のニーズに応じた横断的支援の構築を図ります。

**(4) 居住・就労に関するニーズへの支援**

生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える方や居住に課題を抱える方に対し、本人の支援ニーズに寄り添った適切な支援を行います。

**(5) 分野横断的な福祉サービスの検討**

今後の国の動向を踏まえ、年齢や障がいの有無にかかわらず横断的な利用が可能で、多様な課題・ニーズに対応する機能を持つ共生型サービスの実施を検討します。

**【主な事業・取組】**

事業・取組名	概要	担当課等
自主防災組織	地域防災の啓発や避難訓練を行い、防災意識の向上に努める。	まちづくり課
交通安全啓発事業(通学時の街頭指導)	主に、各時季に実施される交通安全運動期間において、地域、各種団体等と連携して通学時における街頭指導を実施し、交通事故のない地域を目指す。	まちづくり課
SOSネットワークの加入促進	高鍋警察署かあの防犯情報や町からの防災情報などを、希望する町民に配信する。希望する町民(ネットワーク加入者)の増加を促進することで、町民の防犯・防災意識の高揚を図り、安全・安心なまちづくりを推進する。	まちづくり課
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者や重度障がい者の世帯など、見守りが必要な世帯に対し、緊急通報システムを貸し出し、コールセンターで緊急時の対応や相談に応じてもらう。	福祉課
権利擁護支援	高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。	福祉課 (地域包括支援センター)
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解してもらうために認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族を支援する関係者の連携やネットワークの形成、相談支援体制の構築を図る。	福祉課 (地域包括支援センター)
成年後見制度利用支援事業	高齢者の権利・財産の保護のため、高齢者やその親族等に成年後見制度の説明や申立ての支援を行うとともに、高齢者等の状況に応じて、町長申立てにつなげる。また、認知症や障がい等により判断能力が不十分で、親族による後見等開始の審判の申立てができない方について、町長申立てを行うとともに、必要に応じて申立費用や後見人等への報酬の助成を行う。	福祉課 (地域包括支援センター)



成年後見制度法人後見支援事業	児湯5町1村で実施する成年後見支援センターと連携し、成年後見制度における法人後見の受任体制の整備、市民後見人等の育成や活動支援を推進する。	福祉課
保護司	保護司法及び更生保護法に基づき、法務大臣により任命される一般職の国家公務員であり、犯罪や非行に陥った人の更生及び犯罪予防活動を行う。	福祉課
障害者福祉協議会	障がい者やその家族により構成されている団体であり、会員相互の協力により障がい者の福祉向上のための様々な活動を行う。	福祉課
川南町要保護児童対策地域協議会の充実	年1回の代表者会議と4回の実務者会議を開催し、要保護児童や特定妊婦への適切な支援を図るため、協議会の充実を目指す。	福祉課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。	教育課
放課後子ども教室推進事業（元気っ子ども教室）	地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行う。特定の活動に偏らないように心掛けるとともに幅広い分野の体験活動ができるように努めている。	教育課
障害者自立支援協議会	障がいを持つ方が安心して地域生活を送るために、関係機関団体等が連携し、より良い支援体制の整備を図る。	社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者実態把握事業	70歳以上のひとり暮らし高齢者の状況を把握することで、孤立化の防止や災害時の迅速な避難を支援する。	社会福祉協議会
おたっしや会食会（ひとり暮らし高齢者食事会）	70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に昼食会を開催し、孤独感の解消と交友を温め楽しく過ごしていただく時間を提供する。	社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の手伝いを行う。	社会福祉協議会
たすけあい金庫貸付事業	低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助活動を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように支援することを目的とする。	社会福祉協議会
たすけあい福祉サービス事業	公的な福祉サービスだけでは対応しきれない高齢者、障がい者等に対して、様々な福祉サービスを提供することにより誰もが安心して暮らすことができる地域福祉・在宅福祉の推進を図ることを目的とする。	社会福祉協議会
チャイルドシート貸出事業	乳幼児並びに保護者の健全な外出促進等を目的として、乳幼児用のチャイルドシートを貸し出す。	社会福祉協議会
災害見舞金支給事業	災害による被災者世帯に対して、災害見舞金を支給し、被災者の心の痛手を慰め、被災世帯への福祉の増進に資することを目的として実施する。	社会福祉協議会
ふれあい遠足会	ひとり親家庭の児童生徒を遠足会に招待し、民生委員児童委員協議会やライオンズクラブなどの協力を得て、福祉支援を図る。	社会福祉協議会

歳末たすけあい配分金事業	歳末たすけあい募金配分金を利用して、児童福祉施設への慰問活動や生活困窮者への食糧支援のための食料の備蓄等を行い地域福祉の推進を図る。	社会福祉協議会
給食サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし、または、高齢者のみ世帯等に対し、夕食の配食を行うことにより、栄養改善と配達時の安否確認、対話等による孤独感の解消を図る。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に対し、県社協が必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ必要な援助、指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的として実施する。	社会福祉協議会
見守りネットワーク事業(再掲)	町民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、一人暮らし高齢者や障がいのある方を対象に地域全体で見守りを行うネットワークを構築する。	社会福祉協議会
成年後見制度法人後見受任事業	専門職後見人に報酬を払うことができない低所得者や身上監護が主体となる者の後見業務を法人で受任し、市民後見人等を活用した法人後見受任体制を構築する。	社会福祉協議会

【実施計画】

実施主体	実施内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練などに積極的に参加します。</li> <li>・地域の危険箇所や避難場所を把握します。</li> <li>・御近所のひとり暮らし高齢者等に対する見守りを心掛けます。</li> <li>・移動や買物に困っている方がいたら、出来る範囲で手助けするように心掛けます。</li> <li>・認知症や障がい、障がい者についての理解を深めます。</li> <li>・虐待等が疑われる場合、速やかに関係機関につなげます。</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練実施の周知に努めます。</li> <li>・地域の危険箇所や避難経路、避難場所の周知に努めます。</li> <li>・ひとり暮らし高齢者等の見守り活動を推進するとともに、高齢者サロンの実施内容の充実に努めます。</li> <li>・見守り活動や地域活動を通して、生活困窮者の把握に努めます。</li> <li>・様々な支援が必要な方に対して、相談窓口や関係機関につなげるように努めます。</li> </ul>

<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者の実態把握や社会的孤立に孤立させないための会食会などの取組を引き続き実施します。</li> <li>・認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が不十分な人に対する福祉サービス利用援助や日常的金銭管理支援等を適正に実施します。</li> <li>・様々な機関や事業所の参画によるネットワークを構築し、ひとり暮らし高齢者や社会的孤立者の見守りや通報体制の整備を引き続き行います。</li> <li>・生活困窮者に対する相談・支援体制の一層の充実を図ります。</li> <li>・高齢者サロンなど地域で交流する場を拡充し、あらゆる世代が集い、交流を図り、悩みを相談できる場づくりを進めます。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害発生時の被害範囲、避難経路、避難場所などを地図上に示した地区ごとの防災ハザードマップを作成・更新します。</li> <li>・災害時における地域住民の安全確保のため、福祉避難所などを含む必要な施設の整備を図ります。</li> <li>・自主防災組織の基盤強化や地域の一体的なつながり、災害に強い地域づくりを推進します。</li> <li>・障がい者への理解の浸透や当事者団体・専門機関などとの連携により、障がい者や家族への支援を広げます。</li> <li>・各地域の実態を踏まえ、移動支援や買物支援のあり方を検討します。</li> <li>・高齢者や障がい者等に対する虐待・差別の早期発見や事案への対応、養護者等の支援、周囲への理解浸透を行います。</li> <li>・ニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実を図るとともに、必要とする支援を選択して利用できるよう、充実した情報提供や相談・援助などを実施します。</li> <li>・ハローワークや関係機関との連携を強化し、生活困窮者の包括的な相談や寄り添った支援を行います。</li> <li>・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を推進します。</li> <li>・子どもの貧困対策推進のために、関係団体・関係機関等と連携して問題解決に取り組みます。</li> </ul>

【基本目標3 評価指標】

項目	現状	中間目標 (R5年度)	目標 (R7年度)	対象事業等
自主防災組織設置数	3か所	4か所	6か所	自主防災組織
災害に対する備えを「十分している」 若しくは「ある程度している」と回 答した人の割合	38.8%	-	増加	町民調査
SOSネットワーク登録者数	598人	750人	900人	SOSネットワ ークの加入促進
成年後見制度（法定後見・任意後見） 利用者数	102件	115件	130件	成年後見制度 利用支援事業
高齢者デイサービス（地域ふれあい サービス）参加率	20.0%	25.0%	27.0%	地域ふれあい サービス
障がい者に対応する地域生活支援 拠点等の設置	なし	あり	あり	地域生活支援 拠点事業
防災活動に関する情報発信回数	12回	12回	12回	自主防災組織
子育て支援センター利用者数	2,486人/月	2,784人/月	2,800人/月	地域子育て支 援拠点事業
認知症サポーター養成数	1,475人	1,775人	2,075人	認知症地域支援・ ケア向上事業
認知症高齢者等搜索模擬訓練実施 地区数	1地区	3地区	3地区	認知症地域支援・ ケア向上事業
貸付事業相談件数	14件	15件	15件	生活福祉資金 貸付事業
	8件	10件	10件	たすけあい 金庫貸付事業

## 第6章 川南町成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の背景

本町では、少子高齢化の進展に伴う人口減少が進んでいます。令和2年の総人口15,293人、高齢化率35.5%（住民基本台帳）が、令和22年には総人口は10,896人、高齢化率は45.1%（国立社会保障・人口問題研究所）になると推測されています。

このような状況から、「認知症高齢者の増加」や知的及び精神障がい者を支える親の高齢化による「親なき後問題」が課題となってくることが予測されます。

そのため、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度に関する取組を継続的・体系的に実施していくため「川南町成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置づけ

基本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

### 3 本町の課題と方向性

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度を高め、利用を促すとともに、後見活動や日常生活支援を担う市民後見人や支援員の担い手を増やしていく必要があります。
- 地域に暮らす一人一人の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組む必要があります。
- 今後の高齢化の進展によって増加が予測される認知症高齢者については、本人の権利擁護の推進だけでなく、町民に対して認知症に関する正しい知識を周知するとともに、保健医療機関と連携し、早期診断・早期対応や予防に努める必要があります。

### 4 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関である「こゆ成年後見支援センター」の体制整備を推進します。

## 5 基本的な考え方及び実施方針

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、本町の地域連携ネットワーク及び中核機関である「こゆ成年後見支援センター」についての基本的な考え方及び実施方針は以下のとおりとします。

### (1) 地域連携ネットワークの三つの役割

#### ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

#### ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

#### ③ 成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた支援を可能とする地域の支援体制を構築します。

### (2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

#### ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

## ② 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

## (3) こゆ成年後見支援センター

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になります。本町では、令和3年4月から「こゆ成年後見支援センター」を児湯5町1村で共同設置します。こゆ成年後見支援センターは、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

## (4) 地域連携ネットワーク及びこゆ成年後見支援センターが担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及びこゆ成年後見支援センターについては、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の四つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、「不正防止効果」にも配慮します。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

## 6 成年後見町長申立てと利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

## 第7章 川南町再犯防止推進計画

### 1 計画策定の背景

全国の刑法犯の認知件数は減少し、平成28年には100万件を下回り、平成29年には約90万件と戦後最少となりました。

一方で、再犯者率は年々増加を続け、近年は約50%に近づいており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

そのため、本町では、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援することによる町民の犯罪被害の防止を目的とする「川南町再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。また、国や宮崎県の再犯防止推進計画などの関連計画との連携・整合を図ります。

### 3 基本方針

この計画の基本方針は、国の再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)及び宮崎県再犯防止推進計画(令和2年3月策定)を踏まえ、罪を犯した人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることにより、町民の犯罪被害を防止するため、次の施策に取り組みます。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉的支援
- (4) 非行の防止と修学支援
- (5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化



## 4 施策方針

### (1) 広報・啓発活動の推進

地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、または罪を犯した人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民に広報・啓発活動を実施します。

また、再犯防止に関する様々な取組を実施することにより、役場窓口対応職員や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、罪を犯した人等の社会復帰に向けた支援についての理解を促進します。

### (2) 就労・住居の確保

刑務所出所者等が安定した職を得て、そこに定着するためには、本人の意向や適正などを踏まえたきめ細かな支援が必要です。そこで、刑務所出所者等が利用可能な既存の各施策や制度を活用し、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。

また、保護司と家族や地域・関係機関が連携して、受刑者等の出所後の生活環境の調整の充実に取り組みます。

### (3) 保健医療・福祉的支援

地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障がい者に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金の貸与や権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を進めます。

また、違法薬物による弊害を町民に正しく認識させ、未然防止のための普及啓発に取り組みます。薬物依存に関する先入観や偏見により、薬物事犯者本人やその家族が地域から孤立することなく安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民等に啓発します。

### (4) 非行の防止と修学支援

学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組みます。

また、非行等により通学や進学を中断した未成年に対して、本人の意向を踏まえ、学校と関係機関が連携して様々な取組を活用して修学を支援します。

**(5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化**

刑法犯の検挙人員の約5割は再犯者が占めています。罪を犯した人が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じることで再犯につながる一因と考えられます。

再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組について、国や県と連携しながら推進します。

また、再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組は地域福祉活動の一環です。地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。多様な地域ニーズに対応していくためには、地域の中で活動する自治公民館、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等が地域福祉の担い手となります。そのため、行政と関係機関・団体等の地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの取組を果たしながら協働して推進していきます。

## 第8章 計画の推進

### 1 円滑な推進のための責務と役割

行政は住民の福祉向上を目指して社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかしながら、地域における多様な生活課題を解決するためには行政の取組だけでは担いきれない現状があります。

本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うことが必要です。それぞれが果たす責務と期待される役割は以下のとおりです。

#### (1) 地域住民

一人一人が地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的な参加が求められています。

#### (2) 民生委員・児童委員、ボランティアなど

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し、行政や事業者等と協力・連携するとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行うなどの役割が求められています。

#### (3) 医療機関、福祉サービス事業者など

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護・福祉の連携を図ることが求められています。

#### (4) 社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。併せて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

#### (5) 行政

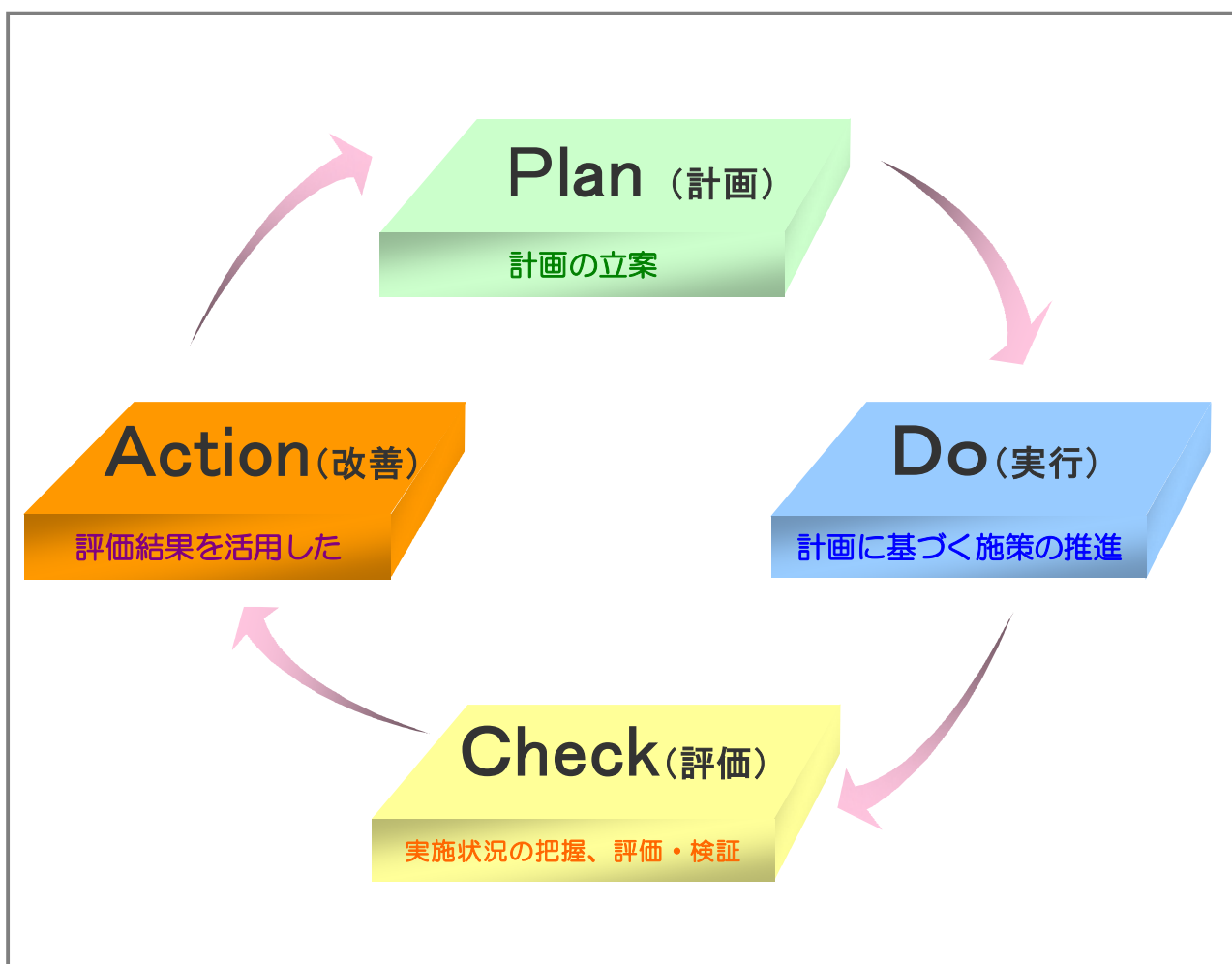
地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

## 2 計画の点検・評価

地域福祉推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行管理については、住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。

### 【計画の点検・評価】



## 資料編

## 1 自治公民館別人口・世帯数の推移

※データは各年度 10 月 1 日現在となっています。

## (1) 中央地区

## ① 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 1 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
年少人口 (0～14 歳)	623 人	612 人	550 人	559 人	564 人
生産年齢人口 (15～64 歳)	2,377 人	2,277 人	2,230 人	2,215 人	2,153 人
老年人口 (65 歳～)	1,289 人	1,301 人	1,309 人	1,330 人	1,360 人
総人口	4,289 人	4,190 人	4,089 人	4,104 人	4,077 人
高齢化率	30.1%	31.1%	32.0%	32.4%	33.4%

## ② 世帯数の推移

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 1 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
世帯数	1,870 世帯	1,847 世帯	1,861 世帯	1,900 世帯	1,910 世帯

## (2) 川南西地区

## ① 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 1 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
年少人口 (0～14 歳)	473 人	442 人	433 人	415 人	407 人
生産年齢人口 (15～64 歳)	1,744 人	1,708 人	1,683 人	1,649 人	1,612 人
老年人口 (65 歳～)	1,044 人	1,066 人	1,073 人	1,088 人	1,113 人
総人口	3,261 人	3,216 人	3,189 人	3,152 人	3,132 人
高齢化率	32.0%	33.1%	33.6%	34.5%	35.5%

## ② 世帯数の推移

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 1 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
世帯数	1,362 世帯	1,375 世帯	1,381 世帯	1,401 世帯	1,418 世帯

## (3) 山本地区

## ① 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
年少人口 (0～14歳)	144人	153人	155人	161人	157人
生産年齢人口 (15～64歳)	739人	710人	681人	660人	640人
老年人口 (65歳～)	503人	509人	522人	524人	525人
総人口	1,386人	1,372人	1,358人	1,345人	1,322人
高齢化率	36.3%	37.1%	38.4%	39.0%	39.7%

## ② 世帯数の推移

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
世帯数	574世帯	578世帯	582世帯	582世帯	587世帯

## (4) 東地区

## ① 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
年少人口 (0～14歳)	297人	274人	268人	268人	254人
生産年齢人口 (15～64歳)	1,234人	1,184人	1,134人	1,084人	1,057人
老年人口 (65歳～)	792人	806人	816人	819人	827人
総人口	2,323人	2,264人	2,218人	2,171人	2,138人
高齢化率	34.1%	35.6%	36.8%	37.7%	38.7%

## ② 世帯数の推移

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
世帯数	969世帯	965世帯	969世帯	971世帯	966世帯

## (5) 通山地区

## ① 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
年少人口 (0～14歳)	435人	425人	412人	412人	415人
生産年齢人口 (15～64歳)	1,866人	1,822人	1,783人	1,733人	1,700人
老年人口 (65歳～)	936人	954人	993人	1,011人	1,014人
総人口	3,237人	3,201人	3,188人	3,156人	3,129人
高齢化率	28.9%	29.8%	31.1%	32.0%	32.4%

## ② 世帯数の推移

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
世帯数	1,250世帯	1,255世帯	1,271世帯	1,283世帯	1,295世帯

## (6) 多賀地区

## ① 年齢3区分別人口・高齢化率の推移

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
年少人口 (0～14歳)	200人	199人	187人	174人	159人
生産年齢人口 (15～64歳)	854人	818人	802人	758人	740人
老年人口 (65歳～)	565人	582人	585人	601人	596人
総人口	1,619人	1,599人	1,574人	1,533人	1,495人
高齢化率	34.9%	36.4%	37.2%	39.2%	39.9%

## ② 世帯数の推移

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
世帯数	660世帯	674世帯	671世帯	672世帯	663世帯

## 2 自治公民館別要介護（要支援）認定者数

	中央地区	川南西地区	山本地区	東地区	通山地区	多賀地区
認定者総数	171人	151人	71人	120人	133人	84人
うち65歳以上の 認定者数	162人	150人	68人	118人	129人	82人

令和2年10月1日現在

## 3 策定経緯

期日・期間	項目・委員会	協議内容・他
令和2年7月	町民アンケート調査の実施	20歳以上、1,000人を対象 433人から回答
8月	民生委員等アンケート調査の実施	本町の民生委員・児童委員、主任児童員 を対象 30人から回答
12月24日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期地域福祉総合計画 概要説明</li> <li>策定委員会スケジュール</li> </ul>
令和3年 2月8日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期地域福祉総合計画 素案について</li> <li>その他（次回開催予定等）</li> </ul>
2月22日～ 3月1日	パブリックコメント	公式ホームページなどを通じて募集



## 4 策定委員名簿

No.	氏名	所属
1	内倉 政義	主任児童委員
2	石渕 昭仁	尾鈴農業協同組合代表
3	日高 省吾	司法書士
4	永田 雄三	福祉施設代表
5	長池 秀明	福祉施設代表
6	加藤 由紀夫	学識経験者
7	平川 聡	ボランティア団体代表
8	安藤 洋之	保護司
9	日高 孝氏	社会福祉委員
10	間野 絹代	婦人団体

---

---

## 第 3 期川南町地域福祉総合計画

---

令和3年3月

発行・編集

川南町 福祉課

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1

TEL 0983-27-8007 FAX 0983-27-1767

---

---